



もっと知りたい時には

| | |
|--|------------|
| 1. 法律に関すること | 74 |
| (1) 化管法の概要 | 74 |
| (2) 化管法の見直しについて | 75 |
| コラム4 情報提供を受け付ける窓口 「PRTR目安箱」 | 77 |
| (3) 第一種指定化学物質リスト | 78 |
| (4) 商品に表示されている第一種指定化学物質の名称 | 94 |
| (5) ファイル記録事項開示請求書 | 99 |
| 2. PRTRに関連する用語の解説 | 100 |
| 環境リスク 排出量 移動量 取扱量 化学物質管理指針 有害性 発がん性 変異原性 感作性 生態毒性 オゾン層破壊物質 CAS番号 レスポンシブル・ケア 環境マネジメントシステム 環境報告書 SDS 指定化学物質等取扱事業者 | |
| 3. 関連ウェブサイト | 104 |
| 4. 各地方公共団体のPRTR担当窓口 | 106 |
| 5. 索引 | 111 |

1. 法律に関すること

(1) 化管法の概要

化管法の正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で、1999年(平成11年)7月13日に公布されました。その目的や対象となる化学物質、事業者、データの届出や集計、公表について次のようなことを定めています。

1) 法律の目的

● 化管法の目的(第1条)

化管法は、有害なおそれのある様々な化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

2) 法律の概要

● 化管法の対象化学物質(第2条)

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに区分しています。このうちPRTR制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」です。

対象化学物質の選定は、有害性についての国際的な評価や生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決定しています。

● 化管法の対象事業者(第2条)

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者は、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けています。

● 事業者による化学物質の管理の改善の促進(第4条)

事業者には、国が定める技術的な指針(化学物質管理指針)に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、その環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえよう努めることが求められています。

● 情報の流れ(第5条、第8～第11条)

事業者による届出は都道府県を経由して国に集められ、集計されたのち、その他の排出源(家庭、農地、自動車など)からの排出量と併せて公表します。国は届出データを都道府県に提供しますので、都道府県は地域のニーズに応じてデータを集計し公表することができます。国は、国民からの請求に基づき、個別事業所データを開示します。

● 国による調査の実施(第12条)

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

● 安全データシート(SDS)の交付の義務付け(第14条)

事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、その相手方に対して安全データシート(SDS)を交付することにより、その成分や性質、取扱い方法などに関する情報を提供することを義務付けています。

● 国及び地方公共団体による支援措置(第17条)

化管法では、さらに国や地方公共団体が次のような支援措置に努めるよう定めています。

1. 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
2. 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
3. 事業者に対する技術的な助言
4. 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
5. 3.や4.のための人材育成

(2) 化管法の見直しについて

これまで化管法やPRTR制度は、以下のような経緯をたどってきました。

- 1999年7月 化管法公布
- 2000年3月 化管法施行
- 2001年4月 PRTR制度がスタート
- 2002年4月 事業者による排出量・移動量の届出開始
- 2003年3月 国が届出結果を公表開始

化管法は附則第三条により、施行後7年(2007年3月)を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされていました。これを受け、中央環境審議会と産業構造審議会は2007年2月から合同で審議会を開催し、化管法の施行状況に対する評価や課題の抽出を行うとともに、国際的な整合性に配慮しつつ、今後の方向性について検討を行い、2007年8月に中間とりまとめとして公表しました。

化管法見直し合同会合中間とりまとめ(概要)

PRTR 制度に関する課題と方向性

方向性 1

施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化

1. 対象物質の見直し
 - GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用
2. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討
 - 建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討
3. 届出事項の追加
 - 廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加
4. 排出量の把握手法や推計手法の改善
 - 算出マニュアルの継続的改善を実施
5. 未届出事業者に対する対応
 - 悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

方向性 2

PRTRデータの多面的利用の促進

1. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更
2. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供
 - 地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
 - 事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

化管法の役割と施行状況

- 事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進
- PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり
- MSDS^{*}制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着
- 現行の役割を維持することが適当

MSDS^{*}制度に関する課題と方向性

1. 事業者は記載内容の充実にも努めるとともに、自主管理にMSDS^{*}をより一層活用
2. GHSとの整合に向けた対応の検討

化学物質の自主管理に関する課題と方向性

1. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化
2. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化
3. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援
4. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

※当時の名称。現在の名称は「SDS」に統一されています。

詳細は環境省ホームページをご参照ください。

HP

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8709>

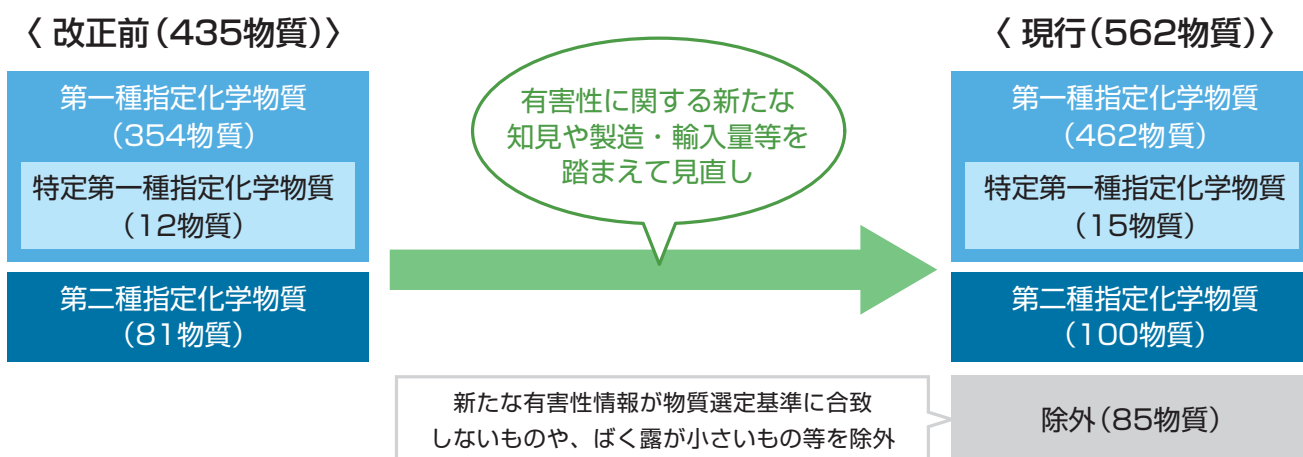
化管法見直し合同会合中間とりまとめ(概要)

平成20年11月、化管法施行令の一部が改正されました。この改正に伴い、平成22年度から対象事業者は改正後の第一種指定化学物質(78～93ページ参照)の排出量・移動量を把握し、平成23年度から届出を始めました。また、平成22年4月、化管法施行規則の一部が改正され、平成23年度以降は、改正後の様式第1で届出が行われています。

改正内容

①第一種指定化学物質の変更

- PRTR制度及びSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、354物質から462物質に変更
- 第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切り要件がより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、12物質から15物質に変更
- SDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、81物質から100物質に変更



②業種の追加

- 届出を行う義務を負う事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)となり得る対象業種に「医療業」が追加

改正後のPRTR 制度の対象となり得る業種

| | | | |
|--------------|--------------|-----------|-------------|
| 1 金属鉱業 | 7 下水道業 | 13 燃料小売業 | 19 計量証明業 |
| 2 原油及び天然ガス鉱業 | 8 鉄道業 | 14 洗濯業 | 20 一般廃棄物処理業 |
| 3 製造業 | 9 倉庫業 | 15 写真業 | 21 産業廃棄物処理業 |
| 4 電気業 | 10 石油卸売業 | 16 自動車整備業 | 22 医療業 |
| 5 ガス業 | 11 鉄スクラップ卸売業 | 17 機械修理業 | 23 高等教育機関 |
| 6 熱供給業 | 12 自動車卸売業 | 18 商品検査業 | 24 自然科学研究所 |

③届出事項の追加

- 届出書様式第1による届出事項として、「移動先の下水道処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」が追加

HP

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10428>

「PRTR目安箱」

化管法に基づくPRTR制度では、対象事業者は事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量・移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、又は虚偽の届出をした者には、過料が適用されることが同法に規定されています。

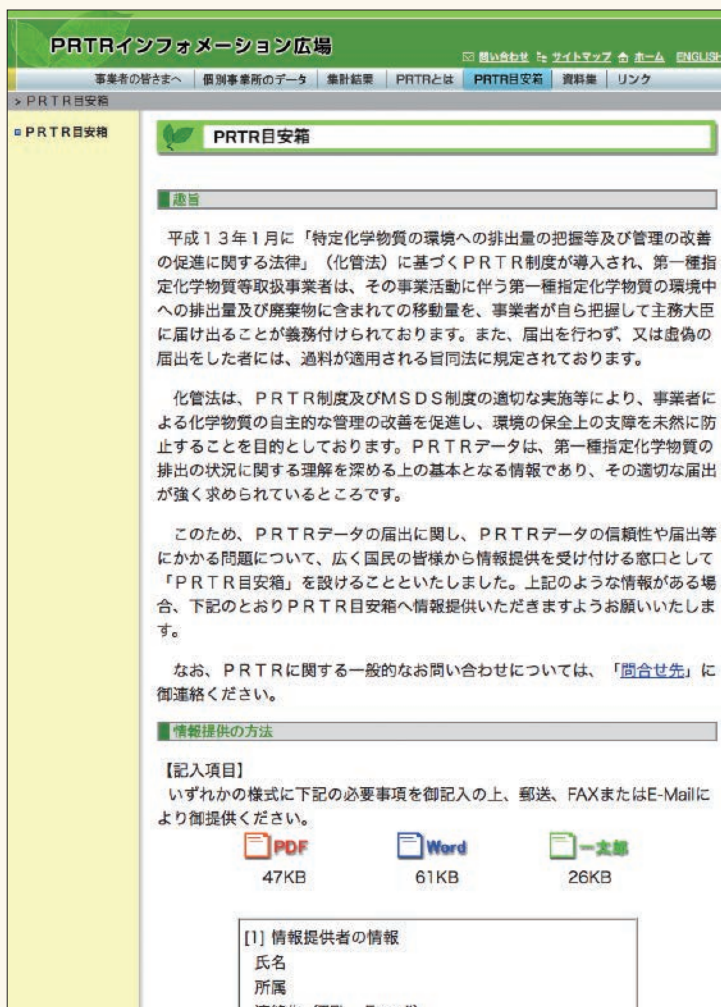
化管法は、PRTR制度及びSDS制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。PRTRデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このような状況から、PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」が設置されています。

詳しくは環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場>PRTR目安箱」をご参照ください。

HP

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html>



(3)第一種指定化学物質リスト

- 名称など、正式なものは環境省ホームページの対象化学物質の情報をご参照ください。
- で塗られているものは、特定第一種指定化学物質です。
特定第一種指定化学物質については、8ページをご参照ください。
- 用途の合成樹脂原料、合成原料等の後の()内には、当該指定化学物質を使用して生成された合成樹脂等の用途や樹脂名等を示しています。
- 平成22年度までの届出対象物質リストは、環境省ホームページの改正施行令と現行施行令における対象物質の対照表をご参照ください。

HP

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

第一種指定化学物質リスト

| 政令番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|------|-------------|--|---|
| 1 | - | 亜鉛の水溶性化合物 | 金属表面処理、乾電池、殺菌剤 |
| 2 | 79-06-1 | アクリルアミド | 合成樹脂原料(凝集剤、土壌改良剤、接着剤、紙力増強剤)、加工剤(繊維改質) |
| 3 | 140-88-5 | アクリル酸エチル | 合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革) |
| 4 | - | アクリル酸及びその水溶性塩 | 合成樹脂原料(高吸水性樹脂、増粘剤、凝集剤)、加工剤(繊維改質) |
| 5 | 2439-35-2 | アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル | 合成樹脂原料(凝集剤、エマルジョン改質剤、繊維処理剤、粘着剤、接着剤) |
| 6 | 818-61-1 | アクリル酸2-ヒドロキシエチル | 合成樹脂原料(アクリル樹脂)、合成原料(接着剤、乳化剤、合成樹脂改質剤) |
| 7 | 141-32-2 | アクリル酸ノルマルブチル | 合成樹脂原料(アクリル樹脂)、合成原料(接着剤、乳化剤、合成樹脂改質剤) |
| 8 | 96-33-3 | アクリル酸メチル | 合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革) |
| 9 | 107-13-1 | アクリロニトリル | 合成樹脂原料(アクリル系合成繊維、合成ゴム、ABS樹脂、AS樹脂) |
| 10 | 107-02-8 | アクロレイン | 合成原料(医薬品、アリルアルコール、グリセリン、架橋剤)、合成樹脂原料(アクリルフォーム) |
| 11 | 26628-22-8 | アジ化ナトリウム | 試薬(SCN、S2O3等の検出用)、防腐剤、起爆剤(自動車用エアバッグ、航空機の緊急脱出用シュー) |
| 12 | 75-07-0 | アセトアルデヒド | 合成原料(酢酸、過酢酸、無水酢酸、酢酸エチル)、農薬(防かび剤)、香料、還元剤、防腐剤 |
| 13 | 75-05-8 | アセトニトリル | 合成原料(ビタミンB1、サルファ剤、香料、染料)溶剤、電池の電解液 |
| 14 | 75-86-5 | アセトンシアノヒドリン | 合成原料(メタクリル酸、メタクリル酸エステル) |
| 15 | 83-32-9 | アセナフテン | 合成原料(染料、農薬) |
| 16 | 78-67-1 | 2,2'-アゾビスイソブチロニトリル | 重合開始剤、加工剤(ゴム、合成樹脂の発泡剤) |
| 17 | 90-04-0 | オルト-アニシジン | 合成原料(各種染料) |
| 18 | 62-53-3 | アニリン | 合成原料(染料、媒染剤、ゴム薬品、火薬、ハイドロキノン、医薬品、ウレタン樹脂原料) |
| 19 | 82-45-1 | 1-アミノ-9,10-アントラキノン | 合成原料(染料) |
| 20 | 141-43-5 | 2-アミノエタノール | 添加剤(洗剤、界面活性剤、化粧品、潤滑油)、溶剤、洗浄剤(半導体用)、繊維柔軟剤 |
| 21 | 1698-60-8 | 5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名:クロリダゾン) | 農薬(除草剤) |
| 22 | 120068-37-3 | 5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名:フィプロコル) | 農薬(殺虫剤、殺虫殺菌剤) |
| 23 | 123-30-8 | パラ-アミノフェノール | 合成原料(医薬品、染料)、老化防止剤(ゴム用)、染料、写真現像薬 |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|-------------|---|--|
| 24 | 591-27-5 | メタ-アミノフェノール | 合成原料(染料、医薬品、農薬、アラミド繊維原料)、染毛剤 |
| 25 | 21087-64-9 | 4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メトリブジン) | 農薬(除草剤) |
| 26 | 107-11-9 | 3-アミノ-1-プロペン | 合成原料(農薬)、高分子化合物の改良剤、触媒、染料固着剤 |
| 27 | 41394-05-2 | 4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メタミトロン) | 農薬(除草剤) |
| 28 | 107-18-6 | アリルアルコール | 合成原料(エピクロロヒドリン、香料、難燃剤、医薬品、ジアリールフタレート樹脂) |
| 29 | 106-92-3 | 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン | 合成原料(染料、エポキシ樹脂)、加工剤(繊維)、安定剤(樹脂、農薬) |
| 30 | - | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る) | 界面活性剤 |
| 31 | - | アンチモン及びその化合物 | 樹脂難燃助剤、顔料、蓄電池、半導体、ガラス材料 |
| 32 | 120-12-7 | アントラセン | 合成原料(染料、カーボンブラック) |
| 33 | 1332-21-4 | 石綿 | 断熱材、建材原料(補強剤)、摩擦材 |
| 34 | 4098-71-9 | 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート | 合成樹脂原料(ポリウレタン)、接着剤、加工剤(表面処理剤) |
| 35 | 78-84-2 | イソブチルアルデヒド | 合成原料(ネオペンチルグリコール、有機合成) |
| 36 | 78-79-5 | イソブレン | 合成樹脂原料(ポリイソブレン(イソブレンゴム、ブチルゴム)) |
| 37 | 80-05-7 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールA) | 合成樹脂原料(エポキシ樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリスルホン)、安定剤(塩化ビニル用)、酸化防止剤 |
| 38 | 4162-45-2 | 2,2'-イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]ジエタノール | 難燃剤 |
| 39 | 22224-92-6 | N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェナミホス) | 農薬(殺虫剤) |
| 40 | 149877-41-8 | イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名:ピフェナゼート) | 農薬(殺虫剤) |
| 41 | 66332-96-5 | 3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名:フルトラニル) | 農薬(殺菌剤) |
| 42 | 96-45-7 | 2-イミダゾリジンチオン | 加硫促進剤 |
| 43 | 13516-27-3 | 1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名:イミノクタジン) | 農薬(殺菌剤) |
| 44 | - | インジウム及びその化合物 | 銀ろう、銀合金接点、ハンダ、低融点合金、液晶セル電極用、歯科用合金、防食アルミニウム |
| 45 | 75-08-1 | エタンチオール | 腐臭剤(LPG用)、合成原料(農薬、医薬品、ゴム薬品) |
| 46 | 76578-14-8 | エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:キザロホップエチル) | 農薬(除草剤) |
| 47 | 36335-67-8 | 0-エチル=0-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート(別名:プタミホス) | 農薬(除草剤) |
| 48 | 2104-64-5 | 0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名:EPN) | 農薬(殺虫剤) |
| 49 | 40487-42-1 | N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名:ペンディメタリン) | 農薬(除草剤) |
| 50 | 2212-67-1 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名:モリネート) | 農薬(除草剤) |
| 51 | 149-57-5 | 2-エチルヘキサン酸 | ペンキのドライヤー、合成原料(グリース)、安定剤(塩化ビニル樹脂用) |
| 52 | 83130-01-2 | エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名:アラニカルブ) | 農薬(殺虫剤) |
| 53 | 100-41-4 | エチルベンゼン | 合成原料(スチレン)、溶剤 |
| 54 | 98886-44-3 | 0-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアソリジニル)ホスホチオアート(別名:ホスチアゼート) | 農薬(殺虫剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|-------------|---|---|
| 55 | 151-56-4 | エチレンイミン | 合成原料(タウリン、ポリエチレンイミン、農業) |
| 56 | 75-21-8 | エチレンオキシド | 合成原料(エチレングリコール、エタノールアミン、1,4-ジオキサン、界面活性剤)、殺菌剤 |
| 57 | 110-80-5 | エチレングリコールモノエチルエーテル | 溶媒(各種樹脂用、印刷インキ)、医薬品抽出剤 |
| 58 | 109-86-4 | エチレングリコールモノメチルエーテル | 溶媒(各種樹脂用、印刷インキ、ポリサルファイトゴム製造用)、電解コンデンサー、ガソリン添加剤 |
| 59 | 107-15-3 | エチレンジアミン | 加工剤(繊維防しわ剤、紙の湿潤強化剤)、界面活性剤、キレート剤、合成樹脂原料(エポキシ樹脂硬化剤) |
| 60 | 60-00-4 | エチレンジアミン四酢酸 | 加工剤(染色助剤、繊維処理助剤、金属表面処理剤)、安定剤(塩化ビニル樹脂用)、重合開始剤(合成ゴム)、食品添加剤、化粧品添加剤 |
| 61 | 12427-38-2 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ(別名:マンネブ) | 農業(殺菌剤) |
| 62 | 8018-01-7 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名:マンコゼブ又はマンゼブ) | 農業(殺菌剤) |
| 63 | 85-00-7 | 1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名:ジクアトジプロミド又はジクワット) | 農業(除草剤) |
| 64 | 80844-07-1 | 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名:エトフェンブロックス) | 農業(殺虫剤) |
| 65 | 106-89-8 | エピクロロヒドリン | 合成樹脂原料(エポキシ樹脂)、合成原料(グリセリン、界面活性剤、イオン交換樹脂、医薬品)、加工剤(繊維処理)、可塑剤、農業(殺虫・殺菌剤) |
| 66 | 106-88-7 | 1,2-エポキシブタン | 安定剤(塩素系溶剤用)、合成原料(溶剤、医薬品、農業、界面活性剤) |
| 67 | 556-52-5 | 2,3-エポキシ-1-プロパノール | 安定剤(樹脂、農業)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂アルキド樹脂の反応性希釈剤 |
| 68 | 75-56-9 | 1,2-エポキシプロパン(別名:酸化プロピレン) | 合成原料(プロピレングリコール、プロピレンカーボネート、ウレタン樹脂、界面活性剤、医薬品、農業) |
| 69 | 122-60-1 | 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル | 安定剤(合成樹脂、農業)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応性希釈剤 |
| 70 | 155569-91-8 | エマメクチン安息香酸塩(別名:エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物) | 農業(殺虫剤) |
| 71 | 7705-08-0 | 塩化第二鉄 | 金属板腐食液、污水浄化沈殿剤、写真製版、触媒 |
| 72 | 85535-84-8 | 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る) | 難燃剤、可塑剤(ビニル樹脂用)、潤滑油(極圧潤滑油) |
| 73 | 111-87-5 | 1-オクタノール | 溶剤(香料、化粧品、有機合成反応)、合成原料(可塑剤、安定剤、界面活性剤、合成樹脂) |
| 74 | 1806-26-4 | パラ-オクチルフェノール | 合成原料(界面活性剤)、合成樹脂原料(フェノール樹脂) |
| 75 | - | カドミウム及びその化合物 | 顔料、電池、合金 |
| 76 | 105-60-2 | イプシロン-カプロラクタム | 合成樹脂原料(衣料用繊維、タイヤコード、各種成型加工部品、食品包装用フィルム) |
| 77 | 156-62-7 | カルシウムシアナミド | 肥料、合成原料(メラミン、チオ尿素など) |
| 78 | 105-67-9 | 2,4-キシレノール | 殺虫剤、抗酸化剤、合成原料(医薬品、顔料)、合成樹脂原料 |
| 79 | 576-26-1 | 2,6-キシレノール | 合成樹脂原料(エンジニアリングプラスチック)、合成原料(防かび剤、抗酸化剤) |
| 80 | 1330-20-7 | キシレン | 合成原料(テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農業) |
| 81 | 91-22-5 | キノリン | 農業、医薬、界面活性剤、防錆剤(清缶剤用) |
| 82 | - | 銀及びその水溶性化合物 | 写真材料、電池、電気接点、銀ロウ |
| 83 | 98-82-8 | クメン | 合成原料(フェノール、アセトン、酸化剤)、ガソリン添加剤 |
| 84 | 107-22-2 | グリオキサール | 加工剤(繊維処理、土壌硬化、紙仕上げ)、合成原料(香料、医薬品) |
| 85 | 111-30-8 | グルタルアルデヒド | 架橋剤、試薬、殺ウイルス剤 |
| 86 | 1319-77-3 | クレゾール | 合成樹脂原料(半導体封止材料、ワニス)、合成原料(染料、農業、可塑剤)、消毒剤 |

第一種指定化学物質リスト

| 政令番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|------|---------------------------------|--|---|
| 87 | - | クロム及び3価クロム化合物 | ステンレス鋼、メッキ、スーパーアロイ(超硬合金)、顔料、皮なめし剤 |
| 88 | - | 6価クロム化合物 | メッキ、顔料、触媒、金属表面処理剤 |
| 89 | 95-51-2 106-47-8 108-42-9 | クロロアニリン | 合成原料(医薬・農薬中間体)、架橋剤(樹脂用) |
| 90 | 1912-24-9 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名:アトラジン) | 農薬(除草剤) |
| 91 | 21725-46-2 | 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名:シアナジン) | 農薬(除草剤) |
| 92 | 129558-76-5 | 4-クロロ-3エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:トルフェンピラド) | 農薬(殺虫剤) |
| 93 | 51218-45-2 | 2-クロロ-2'エチル-N-(2-メキトシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名:メトラクロール) | 農薬(除草剤) |
| 94 | 75-01-4 | クロロエチレン(別名:塩化ビニル) | 合成樹脂原料(ポリ塩化ビニル樹脂、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合樹脂、塩化ビニル-塩化ビニリデン共重合樹脂) |
| 95 | 79622-59-6 | 3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名:フルアジナム) | 農薬(殺菌剤) |
| 96 | 119446-68-3 | 1-[[2-[2クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名:ジフェノコナゾール) | 農薬(殺虫剤) |
| 97 | 611-19-8 | 1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン | 合成原料(染料・顔料、医薬・農薬中間体) |
| 98 | 79-11-8 | クロロ酢酸 | 合成原料(マロン酸、アミノ酸、香料、医薬品、除草剤、可塑剤) |
| 99 | 105-39-5 | クロロ酢酸エチル | 合成原料(医薬、香料、農薬、接着剤、界面活性剤) |
| 100 | 51218-49-6 | 2-クロロ-2,6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名:プレチラクロール) | 農薬(除草剤) |
| 101 | 15972-60-8 | 2-クロロ-2,6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール) | 農薬(除草剤) |
| 102 | 97-00-7 | 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン | 合成原料(染料) |
| 103 | 75-68-3 | 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名:HCFC-142b) | フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤) |
| 104 | 75-45-6 | クロロジフルオロメタン(別名:HCFC-22) | フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤) |
| 105 | 2837-89-0 | 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名:HCFC-124) | フルオロカーボン(冷媒) |
| 106 | - | クロロトリフルオロエタン(別名:HCFC-133) | フルオロカーボン(冷媒、合成原料) |
| 107 | 75-72-9 | クロロトリフルオロメタン(別名:CFC-13) | フルオロカーボン(冷媒、エッチング剤、合成原料) |
| 108 | 7085-19-0 93-65-2 | (RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸(別名:メコプロップ) | 農薬(除草剤) |
| 109 | 95-49-8 | オルト-クロロトルエン | 合成原料(染料、農薬、医薬品) |
| 110 | 106-43-4 | パラ-クロロトルエン | 合成原料(染料、農薬、医薬品) |
| 111 | 121-87-9 | 2-クロロ-4-ニトロアニリン | 合成原料(染料、顔料中間体) |
| 112 | 88-73-3 | 2-クロロニトロベンゼン | 合成原料(染料) |
| 113 | 122-34-9 | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名:シマジン又はCAT) | 農薬(除草剤) |
| 114 | 133220-30-1 | (RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]1-2-エチルインドアン-1,3-ジオン(別名:インダノファン) | 農薬(除草剤) |
| 115 | 158237-07-1 | 4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名:フェントラザミド) | 農薬(除草剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|-------------|---|--|
| 116 | 78587-05-0 | (4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名:ヘキシチアゾクス) | 農薬(殺虫剤) |
| 117 | 107534-96-3 | (RS)-1-パラクロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール) | 農薬(殺菌剤) |
| 118 | 88671-89-0 | 2-(4クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名:ミクロブタニル) | 農薬(殺菌剤) |
| 119 | 114369-43-6 | (RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)プチロニトリル(別名:フェンブコナゾール) | 農薬(殺菌剤) |
| 120 | 95-57-8 | オルトクロロフェノール | 合成原料(染料、農薬) |
| 121 | 106-48-9 | パラクロロフェノール | 合成原料(染料、殺菌剤、化粧品) |
| 122 | 598-78-7 | 2-クロロプロピオン酸 | 合成原料、合成樹脂原料、農薬(殺菌剤) |
| 123 | 107-05-1 | 3-クロロプロペン(別名:塩化アリル) | 合成原料(アリル誘導体化合物、香料、農薬、医薬品) |
| 124 | 99485-76-4 | 1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名:クミルロン) | 農薬(除草剤) |
| 125 | 108-90-7 | クロロベンゼン | 合成原料(染料、香料、医薬品、農薬) |
| 126 | 76-15-3 | クロロペンタフルオロエタン(別名:CFC-115) | フルオロカーボン(冷媒) |
| 127 | 67-66-3 | クロロホルム | 合成原料(代替フロン、フッ素樹脂)、医薬品(麻酔剤、消毒剤、血液防腐剤)、溶剤(ゴム・メチルセルロース用) |
| 128 | 74-87-3 | クロロメタン(別名:塩化メチル) | 合成原料(シリコン樹脂、ブチルゴム)、溶剤(医薬品製造用、農薬製造用)、発泡剤(発泡ポリスチレン用) |
| 129 | 59-50-7 | 4-クロロ-3-メチルフェノール | 合成原料(染料・香料中間体) |
| 130 | 94-74-6 | (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名:MCP又はMCPA) | 農薬(除草剤) |
| 131 | 563-47-3 | 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン | 合成原料、合成樹脂原料、農薬、試薬、合成樹脂添加剤 |
| 132 | - | コバルト及びその化合物 | 特殊鋼、磁性材料、触媒 |
| 133 | 111-15-9 | 酢酸2-エトキシエチル(別名:エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) | 溶剤(塗料、インキ) |
| 134 | 108-05-4 | 酢酸ビニル | 合成樹脂原料(ポリ酢酸ビニル、酢酸ビニル共重合樹脂、ポリビニルアルコール) |
| 135 | 110-49-6 | 酢酸2-メトキシエチル(別名:エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート) | 溶剤(塗料、接着剤) |
| 136 | 90-02-8 | サリチルアルデヒド | 試薬(Cu,Ni等の検出用) |
| 137 | 420-04-2 | シアナミド | 合成原料、肥料、医薬品 |
| 138 | 139920-32-4 | (RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルプチラミド(別名:ジクロシメット) | 農薬(殺菌剤) |
| 139 | 66841-25-6 | (S)-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:トラロメトリン) | 農薬(殺虫剤)、合成原料(医薬品) |
| 140 | 39515-41-8 | (RS)-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:フェンプロパトリン) | 農薬(殺虫剤) |
| 141 | 57966-95-7 | トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名:シモキサニル) | 農薬(殺菌剤) |
| 142 | 615-05-4 | 2,4-ジアミノアニソール | 合成原料(染料)、染料 |
| 143 | 101-80-4 | 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル | 合成原料、合成樹脂原料、架橋剤 |
| 144 | - | 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く) | メッキ助剤、写真材料 |
| 145 | 100-37-8 | 2-(ジエチルアミノ)エタノール | 医薬品原料(抗ヒスタミン剤、抗マラリア剤、鎮痛剤)、防錆剤、合成原料(凝集剤)、溶剤(印刷インキ・アゾ染料の緩性揮発剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|------|-------------|---|--|
| 146 | 29232-93-7 | O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O,0-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:ピリミホスメチル) | 農薬(殺虫剤) |
| 147 | 28249-77-6 | N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名:チオベンカルブ又はベンチオカーブ) | 農薬(除草剤) |
| 148 | 125306-83-4 | N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名:カフェンストロール) | 農薬(除草剤) |
| 149 | 56-23-5 | 四塩化炭素 | 合成原料(ホスゲン、農薬(殺虫剤))、溶剤 |
| 150 | 123-91-1 | 1,4-ジオキサソ | 溶剤(合成皮革、塗料、合成反応用)、分散剤 |
| 151 | 646-06-0 | 1,3-ジオキサソラン | セルロース誘導体、溶剤、安定剤(塩素系溶剤用)、電解質溶媒、エンジニアリングプラスチック |
| 152 | 15263-53-3 | 1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名:カルタップ) | 農薬(殺虫剤) |
| 153 | 7696-12-0 | シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:テトラメトリン) | 農薬(殺虫剤)、合成原料(医薬品、化粧品) |
| 154 | 108-91-8 | シクロヘキシルアミン | 防錆剤、ゴム用薬品、清浄剤、染色助剤、酸素吸収剤、不凍液 |
| 155 | 17796-82-6 | N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド | スコッチ防止剤(ゴム薬品) |
| 156 | 27134-27-6 | ジクロロアニリン | 合成原料(染料、顔料、農薬) |
| 157 | 107-06-2 | 1,2-ジクロロエタン | 合成原料(塩化ビニル原料、エチレンジアミン、医薬品、農薬(殺虫剤))、合成樹脂原料(ポリアミノ酸樹脂)、洗浄剤(フィルム用)、溶剤、くん蒸剤 |
| 158 | 75-35-4 | 1,1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン) | 合成樹脂原料(ポリ塩化ビニリデン(食品包装用フィルム)) |
| 159 | 156-59-2 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1-ジクロロエチレン製造の副生成物 |
| 160 | 101-14-4 | 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン | 硬化剤(ウレタン樹脂・エポキシ樹脂・エポキシウレタン樹脂用) |
| 161 | 75-71-8 | ジクロロジフルオロメタン(別名:CFC-12) | フルオロカーボン(冷媒、噴射剤、発泡剤) |
| 162 | 23950-58-5 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名:プロピザミド) | 農薬(除草剤) |
| 163 | - | ジクロロテトラフルオロエタン(別名:CFC-114) | フルオロカーボン(噴射剤、発泡剤、合成原料) |
| 164 | 306-83-2 | 2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名:HCFC-123) | フルオロカーボン(冷媒、洗浄剤、発泡剤) |
| 165 | 95-73-8 | 2,4-ジクロロトルエン | 合成原料(農薬・医薬用中間体) |
| 166 | 99-54-7 | 1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン | 合成原料(医薬、農薬、染料、顔料中間体) |
| 167 | 89-61-2 | 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン | 合成原料(染料、有機顔料) |
| 168 | 36734-19-7 | 3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオクソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名:イプロジオン) | 農薬(殺菌剤) |
| 169 | 330-54-1 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名:ジウロン又はDCMU) | 農薬(除草剤) |
| 170 | 112281-77-3 | (RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名:テトラコナゾール) | 農薬(殺菌剤) |
| 171 | 60207-90-1 | (2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名:プロピコナゾール) | 農薬(殺菌剤) |
| 172 | 153197-14-9 | 3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名:オキサジクロメホン) | 農薬(除草剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|---------------------|--|---|
| 173 | 50471-44-8 | (RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名:ピンクロソリン) | 農薬(抗菌剤) |
| 174 | 330-55-2 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名:リニューロン) | 農薬(除草剤) |
| 175 | 94-75-7 | 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D又は2,4-PA) | 農薬(除草剤) |
| 176 | 1717-00-6 | 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名:HCFC-141b) | フルオロカーボン(洗浄剤、発泡剤) |
| 177 | 75-43-4 | ジクロロフルオロメタン(別名:HCFC-21) | フルオロカーボン(合成原料、冷媒) |
| 178 | 78-87-5 | 1,2-ジクロロプロパン | 農薬(殺虫剤)、溶剤(合成樹脂用)、くん蒸剤 |
| 179 | 542-75-6 | 1,3-ジクロロプロペン(別名:D-D) | 農薬(殺虫剤) |
| 180 | 91-94-1 | 3,3'-ジクロロベンジジン | 合成原料(顔料) |
| 181 | 95-50-1 106-46-7 | ジクロロベンゼン | 合成原料(染料、顔料、農薬、医薬品)、溶剤、洗浄剤(グリース用)、その他(消毒剤、伝導熱媒体) |
| 182 | 71561-11-0 | 2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名:ピラゾキシフェン) | 農薬(除草剤) |
| 183 | 58011-68-0 | 4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名:ピラゾレート) | 農薬(除草剤) |
| 184 | 1194-65-6 | 2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名:ジクロベニル又はDBN) | 農薬(除草剤) |
| 185 | - | ジクロロペンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225) | フルオロカーボン(洗浄剤) |
| 186 | 75-09-2 | ジクロロメタン(別名:塩化メチレン) | 洗浄剤(金属脱脂)、溶剤(重合用)、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤 |
| 187 | 3347-22-6 | 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名:ジチアノン) | 農薬(殺菌剤) |
| 188 | 101-83-7 | N,N-ジシクロヘキシルアミン | 合成原料(防錆剤、ゴム薬品、界面活性剤、染料) |
| 189 | 4979-32-2 | N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | 加硫促進剤(ゴム用) |
| 190 | 77-73-6 | ジシクロペンタジエン | 合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂) |
| 191 | 50512-35-1 | 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名:イソプロチオラン) | 農薬(殺菌剤) |
| 192 | 17109-49-8 | ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名:エディフェンホス又はEDDP) | 農薬(殺菌剤) |
| 193 | 298-04-4 | ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名:エチルチオメトン又はジスルホトン) | 農薬(殺虫剤) |
| 194 | 2310-17-0 | ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名:ホサロン) | 農薬(殺虫剤) |
| 195 | 34643-46-4 | ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロチオホス) | 農薬(殺虫剤) |
| 196 | 950-37-8 | ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名:メチダチオン又はDMTP) | 農薬(殺虫剤) |
| 197 | 121-75-5 | ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラソン又はマラチオン) | 農薬(殺虫剤) |
| 198 | 60-51-5 | ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名:ジメトエート) | 農薬(殺虫剤) |
| 199 | 16090-02-1 | ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:Clフルオレスセント260) | 洗浄剤、ワックス、可塑剤、蛍光増白剤 |
| 200 | 25321-14-6 | ジニトロトルエン | 合成原料(2,4-トルエンジアミン、染料、火薬) |
| 201 | 51-28-5 | 2,4-ジニトロフェノール | 合成原料(黒色硫化染料)、試薬、防腐剤 |
| 202 | 1321-74-0 | ジビニルベンゼン | 架橋剤(不飽和ポリエステル樹脂、スチレン系樹脂) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|------------|---|---|
| 203 | 122-39-4 | ジフェニルアミン | 合成原料(染料、医薬品)、安定剤(火薬・塩素系溶剤用)、有機ゴム薬品 |
| 204 | 101-84-8 | ジフェニルエーテル | 香料(石けん用)、熱媒体 |
| 205 | 102-06-7 | 1,3-ジフェニルグアニジン | 加硫促進剤(ゴム用) |
| 206 | 55285-14-8 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン) | 農薬(殺虫剤) |
| 207 | 128-37-0 | 2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール(別名:BHT) | 酸化防止剤(樹脂、食品)、老化防止剤(ゴム用) |
| 208 | 96-76-4 | 2,4-ジ-ターシャリーブチルフェノール | 合成原料(酸化防止剤、紫外線吸収剤) |
| 209 | 124-48-1 | ジプロモクロロメタン | 非意図の生成物 |
| 210 | 10222-01-2 | 2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド(別名:DBNPA) | 殺菌剤、防腐剤、防かび剤、防藻剤 |
| 211 | - | ジプロモテトラフルオロエタン(別名:ハロン-2402) | ハロン(消火剤) |
| 212 | 30560-19-1 | (RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホル アミドチオアート(別名:アセフェート) | 農薬(殺虫剤) |
| 213 | 127-19-5 | N,N-ジメチルアセトアミド | 反応溶媒、溶剤、塗料はく離剤 |
| 214 | 95-68-1 | 2,4-ジメチルアニリン | 合成原料(染料、顔料) |
| 215 | 87-62-7 | 2,6-ジメチルアニリン | 合成原料(染料、顔料) |
| 216 | 121-69-7 | N,N-ジメチルアニリン | 合成原料(染料、医薬品、感圧色素、火薬、農薬)、溶剤、加硫促進剤(有機ゴム)、硬化剤(エポキシ樹脂、ポリエステル樹脂) |
| 217 | 31895-21-3 | 5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン(別名:チオシラム) | 農薬(殺虫剤) |
| 218 | 124-40-3 | ジメチルアミン | 合成原料(加硫促進剤、殺虫・殺菌剤、医薬品、界面活性剤、溶剤) |
| 219 | 624-92-0 | ジメチルジスルフィド | 香料、合成原料、硫化剤 |
| 220 | - | ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩 | キレート剤、合成原料(除草剤)、加硫促進剤(ゴム用)、表面処理剤(クロメート処理剤)、凝集剤、腐食防止剤 |
| 221 | 82560-54-1 | 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名:ベンフラカルブ) | 農薬(殺菌剤、殺虫剤) |
| 222 | 62850-32-2 | N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名:フェノチオカルブ) | 農薬(殺虫剤) |
| 223 | 112-18-5 | N,N-ジメチルドデシルアミン | 合成原料(界面活性剤、消毒剤、樹脂処理剤) |
| 224 | 1643-20-5 | N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド | 洗浄剤(シャンプー、台所用洗剤) |
| 225 | 52-68-6 | ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名:トリクロロホン又はDEP) | 農薬(殺虫剤) |
| 226 | 57-14-7 | 1,1-ジメチルヒドラジン | 安定剤(合成繊維・合成樹脂)、合成原料(医薬、農薬、界面活性剤)、ロケット推進薬 |
| 227 | 1910-42-5 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名:パラコート又はパラコートジクロリド) | 農薬(除草剤) |
| 228 | 91-97-4 | 3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート | 合成樹脂原料(ウレタン、パンキング剤、ウレアグリース)、樹脂改質剤、耐熱染料 |
| 229 | 23564-05-8 | ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファネート)(別名:チオファネートメチル) | 農薬(殺菌剤) |
| 230 | 793-24-8 | N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン | 老化防止剤(ゴム薬品) |
| 231 | 119-93-7 | 3,3'-ジメチルベンジジン(別名:オルト-トリジン) | 合成原料(染料(ナフトールAS-G、トルイレンオレンジR、ベンゾブルー3B等)) |
| 232 | 68-12-2 | N,N-ジメチルホルムアミド | 溶剤(合成繊維、合成皮革、医薬品、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、ガス吸収剤 |
| 233 | 2597-03-7 | 2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又はPAP) | 農薬(殺虫剤) |
| 234 | 7726-95-6 | 臭素 | 合成原料(農薬、難燃剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|-----------------------|---|--|
| 235 | - | 臭素酸の水溶性塩 | 食品添加物、パーマ用薬剤、試薬 |
| 236 | 3861-47-0 | 3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名:アイオキシニル) | 農薬(除草剤) |
| 237 | - | 水銀及びその化合物 | 蛍光灯、温度計、アマルガム、触媒 |
| 238 | 61788-32-7 | 水素化テルフェニル | 熱媒体 |
| 239 | - | 有機スズ化合物 | 殺菌剤 |
| 240 | 100-42-5 | スチレン | 合成樹脂原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS樹脂、ABS樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、イオン交換樹脂) |
| 241 | 4016-24-4 | 2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩 | 界面活性剤(工業用洗剤、ワックス、試薬) |
| 242 | - | セレン及びその化合物 | ガラス着色剤、整流器、光電セル |
| 243 | - | ダイオキシン類 | 非意図的生成物 |
| 244 | 533-74-4 | 2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名:ダゾメット) | 農薬(土壌殺菌剤、除草剤) |
| 245 | 62-56-6 | チオ尿素 | 医薬品原料(チオウラシル、メチオニン等)、農薬(発芽ホルモン)、加工剤(繊維・紙・樹脂用) |
| 246 | 108-98-5 | チオフェノール | 合成原料(医薬品、農薬)、安定剤(重合・酸化防止剤)、ゴム用素練り促進剤 |
| 247 | 77458-01-6 | チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名:ピラクロホス) | 農薬(殺虫剤) |
| 248 | 333-41-5 | チオリン酸O,0-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン) | 農薬(殺虫剤) |
| 249 | 2921-88-2 | チオリン酸O,0-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名:クロルピリホス) | 農薬(殺虫剤) |
| 250 | 18854-01-8 | チオリン酸O,0-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名:イソキサチオン) | 農薬(殺虫剤) |
| 251 | 122-14-5 | チオリン酸O,0-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェニトロチオン又はMEP) | 農薬(殺虫剤) |
| 252 | 55-38-9 | チオリン酸O,0-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又はMPP) | 農薬(殺虫剤) |
| 253 | 41198-08-7 | チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロフェノホス) | 農薬(殺虫剤) |
| 254 | 26087-47-8 | チオリン酸S-ベンジル-O,0-ジイソプロピル(別名:イプロベンホス又はIBP) | 農薬(殺菌剤) |
| 255 | 1163-19-5 | デカプロモジフェニルエーテル | 難燃剤(ポリエチレン・ABS樹脂・ポリスチレン・ポリエステル樹脂用) |
| 256 | 334-48-5 | デカン酸 | 合成原料 |
| 257 | 112-301 25339-17-7 | デシルアルコール(別名:デカノール) | 農薬(除草剤)、可塑剤(塩化ビニル樹脂)、潤滑剤、合成原料(界面活性剤、香料) |
| 258 | 100-97-0 | 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン(別名:ヘキサメチレンテトラミン) | 硬化剤(熱硬化性樹脂)、加硫促進剤、その他(発泡剤、ホスゲンの吸収剤) |
| 259 | 97-77-8 | テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム) | 農薬(殺菌剤)、合成原料(ゴム薬品、医薬品) |
| 260 | 1897-45-6 | テトラクロロイソフタロニトリル(別名:クロロタロニル又はTPN) | 農薬(殺菌剤) |
| 261 | 27355-22-2 | 4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名:フサライド) | 農薬(殺菌剤) |
| 262 | 127-18-4 | テトラクロロエチレン | 溶剤(ドライクリーニング、医薬品、香料、塗料)、洗浄剤(原毛用)、合成原料(代替フロン) |
| 263 | - | テトラクロロジフルオロエタン(別名:CFC-112) | フルオロカーボン(冷媒、洗浄剤、合成原料) |
| 264 | 118-75-2 | 2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン | 合成原料(染料、顔料、医薬品、ゴム薬品) |
| 265 | 11070-44-3 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 | 合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂、アルキッド樹脂)、エポキシ樹脂硬化剤 |
| 266 | 79538-32-2 | 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:テフルトリン) | 農薬(殺虫剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|------|---------------------|--|--|
| 267 | 59669-26-0 | 3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名:チオジカルブ) | 農薬(殺虫剤) |
| 268 | 137-26-8 | テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム) | 農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系) |
| 269 | 505-32-8 | 3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名:イソフィトール) | 合成原料、合成樹脂原料、着香剤、消臭剤 |
| 270 | 100-21-0 | テレフタル酸 | 合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂) |
| 271 | 120-61-6 | テレフタル酸ジメチル | 合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂) |
| 272 | - | 銅水溶性塩(錯塩を除く) | メッキ、電池、顔料、触媒、皮なめし、農薬、殺菌剤 |
| 273 | 112-53-8 | 1-ドデカノール(別名:ノルマルドデシルアルコール) | 合成原料 |
| 274 | 25103-58-6 | ターシャリドデカンチオール | 重合調整剤、合成原料(界面活性剤、有機合成)、殺菌剤、防錆剤、潤滑油添加剤 |
| 275 | 151-21-3 | ドデシル硫酸ナトリウム | 界面活性剤(洗浄剤、乳化剤、合成洗剤基剤) |
| 276 | 112-57-2 | 3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名:テトラエチレンペンタミン) | 硬化剤(エポキシ樹脂)、紙力増強剤、キレート剤、潤滑油添加剤、アスファルト添加剤、界面活性剤 |
| 277 | 121-44-8 | トリエチルアミン | 合成原料(医薬品、染料、ゴム薬品、界面活性剤、硬化剤) |
| 278 | 112-24-3 | トリエチレンテトラミン | 合成原料(潤滑強化剤、潤滑油添加剤、キレート剤、界面活性剤) |
| 279 | 71-55-6 | 1,1,1-トリクロロエタン | 合成原料(代替フロン用)、試薬、溶剤、洗浄剤 |
| 280 | 79-00-5 | 1,1,2-トリクロロエタン | 洗浄剤 |
| 281 | 79-01-6 | トリクロロエチレン | 溶剤(染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料)、洗浄剤(脱脂、原毛用)、合成原料(代替フロン)、農薬(殺虫剤) |
| 282 | 76-03-9 | トリクロロ酢酸 | 合成原料(医薬品)、腐食剤、角質溶解剤、塗料はく離剤 |
| 283 | 108-77-0 | 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン | 合成原料(アゾ染料、アンスラキノロン染料、蛍光染料、合成樹脂、農薬)、加硫促進剤 |
| 284 | - | トリクロロトリフルオロエタン(別名:CFC-113) | フルオロカーボン(洗浄剤、合成原料) |
| 285 | 76-06-2 | トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン) | 農薬(殺虫剤) |
| 286 | 55335-06-3 | (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名:トリクロピル) | 農薬(除草剤) |
| 287 | 88-06-2 | 2,4,6-トリクロロフェノール | 合成原料(塗料、殺菌剤)、木材防腐剤 |
| 288 | 75-69-4 | トリクロロフルオロメタン(別名:CFC-11) | 溶剤、合成原料(フッ素樹脂、医薬品)、フッ素系冷媒、血液防腐剤 |
| 289 | 96-18-4 | 1,2,3-トリクロロプロパン | 合成原料(農薬)、架橋剤(合成樹脂用) |
| 290 | 12002-48-1 | トリクロロベンゼン | 合成原料(染料、顔料)、反応溶剤、潤滑剤 |
| 291 | 2451-62-9 | 1,3,5-トリリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン | 硬化剤(ポリエステル系)、エポキシ樹脂改質剤、安定剤(難燃プラスチック)、その他(エポキシ系樹脂の主剤) |
| 292 | 102-82-9 | トリブチルアミン | 合成原料(界面活性剤、ゴム薬品、染料、医薬品、農薬)、触媒、高分子化合物改質剤 |
| 293 | 1582-09-8 | アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラトルイジン(別名:トリフルラリン) | 農薬(除草剤) |
| 294 | 118-79-6 | 2,4,6-トリプロモフェノール | 難燃剤(プラスチック、繊維) |
| 295 | 3452-97-9 | 3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール | 合成原料(可塑剤、香料、溶剤、界面活性剤) |
| 296 | 95-63-6 | 1,2,4-トリメチルベンゼン | 溶剤、合成原料(染料、顔料、医薬品、工業薬品) |
| 297 | 108-67-8 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガソリン成分、溶剤 |
| 298 | 26471-62-5 | トリレンジイソシアネート | 合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂) |
| 299 | 95-53-4 106-49-0 | トルイジン | 合成原料(エポキシ樹脂硬化剤、染料等)、溶剤 |
| 300 | 108-88-3 | トルエン | 合成原料(合成繊維、染料、火薬(TNT)、香料、有機顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤(塗料、インキ)) |
| 301 | 25376-45-8 | トルエンジアミン | 合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、合成原料(染料) |
| 302 | 91-20-3 | ナフタレン | 合成原料(染料、顔料、爆薬、滅菌剤、燃料)、合成樹脂原料 |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|------------|---|--|
| 303 | 3173-72-6 | 1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート | 合成樹脂原料(塗料、接着剤、ウレタン) |
| 304 | 7439-92-1 | 鉛 | バッテリー |
| 305 | - | 鉛化合物 | バッテリー、光学ガラス、顔料、塩化ビニル樹脂安定剤 |
| 306 | 13048-33-4 | 二アクリル酸ヘキサメチレン(別名:HDDA) | 架橋剤(合成ゴム、プラスチック) |
| 307 | 7699-43-6 | 二塩化酸化ジルコニウム | 合成原料(ジルコニル石鹸、顔料、触媒、凝集剤、ジルコニウム化合物) |
| 308 | 7440-02-0 | ニッケル | メッキ、磁性材料、ステンレス鋼、ニッケル鋼 |
| 309 | - | ニッケル化合物 | 顔料、メッキ、電池 |
| 310 | 139-13-9 | ニトリロ三酢酸 | キレート化剤 |
| 311 | 91-23-6 | オルト-ニトロアニソール | 合成原料(染料、医薬品中間体、ジアニシジン) |
| 312 | 88-74-4 | オルト-ニトロアニリン | 合成原料(紫外線吸収剤、医薬品、染料、顔料) |
| 313 | 55-63-0 | ニトログリセリン | ダイナマイトの基材、無煙火薬の主剤、医薬品 |
| 314 | 100-00-5 | パラ-ニトロクロロベンゼン | 合成原料(アゾ染料、硫化染料、p-アミノフェノール、p-アニシジン) |
| 315 | 88-72-2 | オルト-ニトロトルエン | 合成原料(染料) |
| 316 | 98-95-3 | ニトロベンゼン | 合成原料(アニリン、ベンジジン、キノリン、アゾベンゼン(染料、香料中間体))、溶剤(硝酸セルロース)、塵埃防止剤、酸化剤 |
| 317 | 75-52-5 | ニトロメタン | 合成原料(界面活性剤、爆薬、医薬品、殺虫剤、殺菌剤)、溶剤、助燃剤 |
| 318 | 75-15-0 | 二硫化炭素 | 溶剤(ビスコース人絹、セロハン)、合成原料(農薬、医薬品)、加硫促進剤、その他(浮遊選鉱剤、ゴム製造用添加剤) |
| 319 | 143-08-8 | 1-ノナンオール(別名:ノルマル-ノニルアルコール) | 合成原料(可塑性、香料、界面活性剤) |
| 320 | 25154-52-3 | ノニルフェノール | 合成原料(界面活性剤)、安定剤(エチルセルロース)、加硫促進剤、ゴム助剤 |
| 321 | - | バナジウム化合物 | 触媒、特殊鋼、合成原料(バナジウム化合物) |
| 322 | 3618-72-2 | 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブromo-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド | 染料 |
| 323 | 1014-70-6 | 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名:シメトリン) | 農薬(除草剤) |
| 324 | 101-90-6 | 1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン | 希釈剤 |
| 325 | 10380-28-6 | ビス(8-キノリノラト)銅(別名:オキシ銅又は有機銅) | 農薬(殺菌剤) |
| 326 | 74115-24-5 | 3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名:クロフェンチジン) | 農薬(殺虫剤) |
| 327 | 782-74-1 | 1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン | 合成原料(染料、医薬品)、染料 |
| 328 | 137-30-4 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム) | 農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系) |
| 329 | 64440-88-6 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸) N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名:ポリカーバメート) | 農薬(殺菌剤) |
| 330 | 80-43-3 | ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド | 重合開始剤(合成樹脂)、架橋剤(合成ゴム) |
| 331 | 95465-99-9 | S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名:カズサホス) | 農薬(殺虫剤) |
| 332 | - | 砒素及びその無機化合物 | 殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤 |
| 333 | 302-01-2 | ヒドラジン | 清缶剤、合成原料(農薬)、水処理剤、ロケット燃料、還元剤 |
| 334 | 99-76-3 | 4-ヒドロキシ安息香酸メチル | 防腐剤(化粧品、医薬品) |
| 335 | 103-90-2 | N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド | 合成原料(医薬品、化粧品)、試薬 |
| 336 | 123-31-9 | ヒドロキノ | 写真用材料(現像薬)、安定剤(重合防止剤)、合成原料(メトール、染料) |
| 337 | 100-40-3 | 4-ビニル-1-シクロヘキセン | 合成原料(難燃剤、塗料) |
| 338 | 100-69-6 | 2-ビニルピリジン | 合成原料(タイヤコード接着剤、殺虫剤、殺菌剤) |
| 339 | 88-12-0 | N-ビニル-2-ピロリドン | 反応性希釈剤、合成原料(医薬、化粧品、工業用) |
| 340 | 92-52-4 | ビフェニル | 熱媒体、合成樹脂原料、染色助剤、防かび剤 |

第一種指定化学物質リスト

| 政令番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|------|---------------------------------|---|--|
| 341 | 110-85-0 | ピペラジン | 触媒(ウレタン用)、合成原料、試薬(アンチモン・ビスマス・金の検出試薬) |
| 342 | 110-86-1 | ピリジン | 合成原料(医薬品(スルホンアミド剤、抗ヒスタミン剤)、界面活性剤、加硫促進剤、農薬)、アルコールの変性剤 |
| 343 | 120-80-9 | ピロカテコール(別名:カテコール) | 合成原料(医薬品、香料)、加硫剤、重合防止剤、その他(酸化抑制剤) |
| 344 | 96-09-3 | フェニルオキシラン | 合成原料(フェニルエチルアルコール、フェニルアラニン、合成樹脂、香料) |
| 345 | 100-63-0 | フェニルヒドラジン | 合成原料(医薬品、農薬、染料) |
| 346 | 90-43-7 | 2-フェニルフェノール | 殺菌剤、防腐剤、防かび剤、合成繊維染色促進剤、合成樹脂原料、合成原料(可塑剤、染料、界面活性剤) |
| 347 | 941-69-5 | N-フェニルマレイミド | 合成樹脂原料、合成原料(合成中間体、医薬品、農薬)、加硫剤(ゴム用)、殺菌剤、防カビ剤、水中生物忌避剤 |
| 348 | 95-54-5 106-50-3 108-45-2 | フェニレンジアミン | 合成原料(農薬、医薬、ゴム薬、顔料) |
| 349 | 108-95-2 | フェノール | 合成樹脂原料(フェノール樹脂)、合成原料(ピクリン酸、アニリン、ビスフェノール-A、農薬、可塑剤、染料)、消毒剤、歯科用局所麻酔 |
| 350 | 52645-53-1 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:ペルメトリン) | 農薬(殺虫剤) |
| 351 | 106-99-0 | 1,3-ブタジエン | 合成樹脂原料(合成ゴム(SBR、NBR)、ABS樹脂)、合成原料(ブタンジオール) |
| 352 | 131-17-9 | フタル酸ジアリル | 架橋剤(不飽和ポリエステル樹脂)、可塑剤(塩化ビニル樹脂用)、合成樹脂原料(ジアリルフタレート樹脂) |
| 353 | 84-66-2 | フタル酸ジエチル | 可塑剤(塩化ビニル樹脂用) |
| 354 | 84-74-2 | フタル酸ジ-n-ブチル | 可塑剤 |
| 355 | 117-81-7 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 可塑剤 |
| 356 | 85-68-7 | フタル酸-n-ブチル=ベンジル | 可塑剤 |
| 357 | 69327-76-0 | 2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名:プロフェジン) | 農薬(殺虫剤) |
| 358 | 112410-23-8 | N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名:テブフェノジド) | 農薬(殺虫剤) |
| 359 | 2426-08-6 | ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル | 高分子改質剤 |
| 360 | 17804-35-2 | N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ペノミル) | 農薬(殺菌剤) |
| 361 | 122008-85-9 | ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:シハロホップブチル) | 農薬(除草剤) |
| 362 | 80060-09-9 | 1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名:シアフェンチウロン) | 農薬(殺虫剤) |
| 363 | 19666-30-9 | 5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名:オキサジアゾン) | 農薬(除草剤) |
| 364 | 134098-61-6 | ターシャリーブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名:フェンビロキシメート) | 農薬(殺虫剤) |
| 365 | 25013-16-5 | ブチルヒドロキシアニソール(別名:BHA) | 酸化防止剤(油脂類、化粧品) |
| 366 | 75-91-2 | ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド | 重合開始剤、硬化剤(不飽和ポリエステル、メラミン)、乾燥剤(ワニス、ペイント) |
| 367 | 89-72-5 | オルト-セカンダリーブチルフェノール | 合成原料(液晶原料)、酸化防止剤(塗料、ワニス)、農薬 |
| 368 | 98-54-4 | 4-ターシャリーブチルフェノール | 合成樹脂原料(油性フェノール樹脂)、合成樹脂改質剤、合成原料(香料、界面活性剤) |
| 369 | 2312-35-8 | 2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名:プロバルギット又はBPPS) | 農薬(殺虫剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|-------------|---|---|
| 370 | 96489-71-3 | 2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名:ピリダベン) | 農薬(殺虫剤) |
| 371 | 119168-77-3 | N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名:テブフェンピラド) | 農薬(殺虫剤) |
| 372 | 95-31-8 | N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | 加硫促進剤 |
| 373 | 88-60-8 | 2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール | 合成原料(酸化防止剤、香料) |
| 374 | - | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 合成原料(フロン)、金属・ガラスの表面処理剤(エッチング剤)、半導体製造用エッチング剤 |
| 375 | 4170-30-3 | 2-ブテナール | 合成原料(ブタノール、医薬品) |
| 376 | 23184-66-9 | N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名:ブタクロール) | 農薬(除草剤) |
| 377 | 110-00-9 | フラン | 合成樹脂原料、合成原料、溶剤、工業用洗浄剤 |
| 378 | 12071-83-9 | N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名:プロビネブ) | 農薬(殺菌剤) |
| 379 | 107-19-7 | 2-プロピン-1-オール | 洗浄剤、防錆剤(ワックス)、表面処理剤(電気メッキ) |
| 380 | 353-59-3 | ブロモクロロジフルオロメタン(別名:ハロン-1211) | ハロン(消火剤) |
| 381 | 75-27-4 | ブロモジクロロメタン | 非意図的生成物 |
| 382 | 75-63-8 | ブロモトリフルオロメタン(別名:ハロン-1301) | ハロン(消火剤、冷媒) |
| 383 | 314-40-9 | 5-ブromo-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名:プロマシル) | 農薬(除草剤) |
| 384 | 106-94-5 | 1-ブロモプロパン | 合成原料(医薬・農薬中間体) |
| 385 | 75-26-3 | 2-ブロモプロパン | 合成原料(医薬、農薬、感光剤) |
| 386 | 74-83-9 | ブロモメタン(別名:臭化メチル) | 合成原料、その他(食品・土壌くん蒸剤) |
| 387 | 13356-08-6 | ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名:酸化フェンブタスズ) | 農薬(殺虫剤) |
| 388 | 115-29-7 | 6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名:エンドスルファン又はベンゾエピン) | 農薬(殺虫剤) |
| 389 | 112-02-7 | ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド | 帯電防止剤(繊維用)、柔軟剤(繊維用)、化粧品、消毒剤、試薬 |
| 390 | 124-09-4 | ヘキサメチレンジアミン | 合成樹脂原料(ポリアミド(ナイロン66)樹脂・染料、ポリウレタン) |
| 391 | 822-06-0 | ヘキサメチレン=ジイソシアネート | 合成樹脂原料(塗料、接着剤、コーティング加工用樹脂) |
| 392 | 110-54-3 | ノルマル-ヘキサン | 溶剤(重合用、接着剤、塗料、インキ) |
| 393 | 135-19-3 | ベタナフトール | 合成原料(医薬品、 α -ナフトールスルホン酸、選鉱剤) |
| 394 | - | ベリリウム及びその化合物 | 電子機器用バネ材、X線管、安全工具 |
| 395 | - | ベルオキシ二硫酸の水溶性塩 | 重合開始剤、酸化漂白剤、試薬 |
| 396 | 1763-23-1 | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS) | メッキ薬、半導体製造用、消火剤、撥水剤、加工剤(紙の表面処理剤)、樹脂改質剤 |
| 397 | 98-07-7 | ベンジリジンはトリクロリド | 合成原料(医薬品、安定剤(老化防止剤)、染料、農薬)、その他(紫外線吸収剤) |
| 398 | 100-44-7 | ベンジル=クロリド(別名:塩化ベンジル) | 合成原料(キノリンレッド、アリザリンエロー A:染料、合成樹脂、香料、ピロガロール、イソキノリン、ガソリン重合体生成防止剤) |
| 399 | 100-52-7 | ベンズアルデヒド | 合成原料(安息香酸、香料、医薬品、染料)、加工剤(合成繊維助剤) |
| 400 | 71-43-2 | ベンゼン | 合成原料(スチレン、フェノール、無水マレイン酸、染料、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑性、防腐剤(PCP)、防虫剤)、溶剤、ガソリン成分 |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|------------|---|--|
| 401 | 552-30-7 | 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物 | 合成原料(水溶性塗料、エステル系耐熱性可塑剤、ポリアミド)、硬化剤(エポキシ樹脂)、加工剤(繊維処理剤)、安定剤 |
| 402 | 73250-68-7 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名:メフェナセツト) | 農業(除草剤) |
| 403 | 119-61-9 | ベンゾフェノン | 合成原料(医薬品、殺虫剤)、紫外線吸収剤 |
| 404 | 87-86-5 | ペンタクロロフェノール | 農業(防菌剤・防かび剤) |
| 405 | - | ほう素化合物 | 電機・電子工業(液晶パネル、ドーピング剤)、脱酸剤、ガラス繊維用添加剤、消毒剤 |
| 406 | 1336-36-3 | ポリ塩化ビフェニル(別名:PCB) | 熱媒体、コンデンサー油 |
| 407 | - | ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る) | 界面活性剤(乳化剤、可溶性剤、分散剤(洗浄剤、農業、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品)) |
| 408 | 9036-19-5 | ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル | 界面活性剤(乳化剤、可溶性剤、分散剤(洗浄剤、農業、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品)) |
| 409 | 9004-82-4 | ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム | 洗剤の基剤 |
| 410 | 9016-45-9 | ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル | 界面活性剤(乳化剤、可溶性剤、分散剤(洗浄剤、農業、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品)) |
| 411 | 50-00-0 | ホルムアルデヒド | 合成樹脂原料(フェノール系、尿素系、メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、パラホルムアルデヒド、繊維処理剤、その他(消毒剤、一般防腐剤) |
| 412 | - | マンガン及びその化合物 | 特殊鋼、電池、磁性材料、脱酸素剤、酸化剤 |
| 413 | 85-44-9 | 無水フタル酸 | 合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)、合成原料(フタル酸系可塑剤(DOP、DBP)、フタルイミド、安息香酸)、ゴム薬品(スコーチ防止剤) |
| 414 | 108-31-6 | 無水マレイン酸 | 合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)、合成原料(テトラヒドロフラン、フマル酸、コハク酸、可塑剤(DOM))、その他(皮なめし剤) |
| 415 | 79-41-4 | メタクリル酸 | 合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、接着剤、塗料)、加工剤(ラテックス改質剤、プラスチック改質剤、紙・繊維加工剤、皮革処理剤) |
| 416 | 688-84-6 | メタクリル酸2-エチルヘキシル | 合成樹脂原料(塗料、被覆材料)、加工剤(繊維処理剤)、接着剤、その他(潤滑油添加剤、歯科材料、分散剤、内部可塑剤) |
| 417 | 106-91-2 | メタクリル酸2,3-エポキシプロピル | 合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、イオン交換樹脂)、加工剤(繊維処理剤、ゴム・樹脂の改質剤)、接着剤、帯電防止剤、安定剤(塩化ビニル)、印刷インキのバインダー |
| 418 | 2867-47-2 | メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル | 合成樹脂原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、加工剤(紙)、安定剤(ゴム)、潤滑油添加剤 |
| 419 | 97-88-1 | メタクリル酸ノルマルブチル | 合成樹脂原料(樹脂)、金属表面処理剤、加工剤(繊維処理剤、紙加工剤)、可塑剤(塗料内部可塑剤)、潤滑油添加剤 |
| 420 | 80-62-6 | メタクリル酸メチル | 合成樹脂原料(メタクリル樹脂、接着剤) |
| 421 | 674-82-8 | 4-メチリデンオキセタン-2-オン(別名:ジケテン) | 合成原料(医薬品、染料、殺菌剤、防腐剤、樹脂安定剤)、農業 |
| 422 | 89269-64-7 | (Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名:フェリムゾン) | 農業(殺菌剤) |
| 423 | 74-89-5 | メチルアミン | 合成原料(農業、医薬品、染料、スラリー爆薬) |
| 424 | 556-61-6 | メチル=イソチオシアネート | 農業(殺虫剤) |
| 425 | 2631-40-5 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名:イソプロカルブ又はMIPC) | 農業(殺虫剤) |
| 426 | 1563-66-2 | N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボフラン) | 農業(殺虫剤) |
| 427 | 63-25-2 | N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC) | 農業(殺虫剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|-------------|---|--|
| 428 | 3766-81-2 | N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC) | 農薬(殺虫剤) |
| 429 | 100784-20-1 | メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名:ハロスルフロンメチル) | 農薬(除草剤) |
| 430 | 173584-44-6 | メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名:インドキサカルブ) | 農薬(殺虫剤) |
| 431 | 131860-33-8 | メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名:アゾキシストロピン) | 農薬(殺菌剤) |
| 432 | 33089-61-1 | 3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンター-1,4-ジエン(別名:アミトラス) | 農薬(殺虫剤) |
| 433 | 144-54-7 | N-メチルジチオカルバミン酸(別名:カーバム) | 農薬(殺虫剤) |
| 434 | 23135-22-0 | メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミデート(別名:オキサミル) | 農薬(殺虫剤) |
| 435 | 136191-64-5 | メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名:ピリミノバックメチル) | 農薬(除草剤) |
| 436 | 98-83-9 | アルファ-メチルスチレン | 加工剤(樹脂改質剤) |
| 437 | 3268-49-3 | 3-メチルチオプロパナール | 合成樹脂原料、着香剤、消臭剤、試薬、食品添加物 |
| 438 | 1321-94-4 | メチルナフタレン | 合成原料(染料、熱媒油)、溶剤(農薬分散用) |
| 439 | 108-99-6 | 3-メチルピリジン | 合成原料(医薬品、農薬、ゴム薬品、界面活性剤)、溶剤 |
| 440 | 80-15-9 | 1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド | 連鎖移動剤 |
| 441 | 88-85-7 | 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール | 農薬(除草剤) |
| 442 | 55814-41-0 | 2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名:メプロニル) | 農薬(殺菌剤) |
| 443 | 16752-77-5 | S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名:メソミル) | 農薬(殺虫剤) |
| 444 | 141517-21-7 | メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名:トリフロキシストロピン) | 農薬(殺菌剤) |
| 445 | 143390-89-0 | メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名:クレソキシムメチル) | 農薬(殺菌剤) |
| 446 | 101-77-9 | 4,4'-メチレンジアニリン | 合成原料(染料)、合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、硬化剤(エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂) |
| 447 | 5124-30-1 | メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート | 合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂) |
| 448 | 101-68-8 | メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名:MDI) | 合成樹脂原料(ウレタンエストラマー) |
| 449 | 13684-63-4 | 3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名:フェンメディファム) | 農薬(除草剤) |
| 450 | 88678-67-5 | N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル(別名:ピリブチカルブ) | 農薬(除草剤) |
| 451 | 120-71-8 | 2-メトキシ-5-メチルアニリン | 合成原料(アゾ染料:エオサミンB、コクシニンB等) |
| 452 | 149-30-4 | 2-メルカプトベンゾチアゾール | 加硫促進剤(ゴム薬品) |
| 453 | - | モリブデン及びその化合物 | 特殊鋼、顔料、触媒 |
| 454 | 95-32-9 | 2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール | 合成原料、合成樹脂原料、ゴム用添加剤 |
| 455 | 110-91-8 | モルホリン | 溶剤、合成原料(乳化剤、切削油、潤滑油)、防錆剤、重合触媒、ガス吸収材、pH調整剤 |
| 456 | 20859-73-8 | りん化アルミニウム | 農薬(殺虫剤) |
| 457 | 62-73-7 | りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名:ジクロロボス又はDDVP) | 農薬(殺虫剤) |

第一種指定化学物質リスト

| 政令 番号 | CAS番号 | 名称(和文) | 用途 |
|----------|-----------|-------------------|---|
| 458 | 78-42-2 | りん酸トリス(2-エチルヘキシル) | 可塑剤(合成ゴム、塩化ビニル樹脂)、溶剤 |
| 459 | 115-96-8 | りん酸トリス(2-クロロエチル) | 難燃剤(塩化ビニル・硬質ウレタンフォーム・ポリエステル・エポキシ樹脂用) |
| 460 | 1330-78-5 | りん酸トリトリル | 可塑剤(塩化ビニル樹脂、合成ゴム、セルロース用)、柔軟剤(ゴム用)、難燃剤、不燃性作動液、ガソリン添加剤、潤滑油添加剤 |
| 461 | 115-86-6 | りん酸トリフェニル | 可塑剤・難燃剤・安定剤(合成樹脂、合成ゴム) |
| 462 | 126-73-8 | りん酸トリ-ノルマル-ブチル | 触媒、安定剤(樹脂、繊維)、可塑剤、潤滑油添加剤、レザー用消泡剤 |

V

もっと知りたい時には

(4)商品に表示されている第一種指定化学物質の名称

家庭で使用する農薬や殺虫剤、洗濯用洗剤などに含まれる化学物質の排出量は、国が推計し公表しています。それぞれの製品に含まれる化学物質は、製品ラベルに表示されていますが、化管法の対象化学物質の名称と一致していないものもあります。

ここでは、法令や法令に基づく規定、工業会の独自規定などで製品ラベルの表示ルールが決められている商品について、第一種指定化学物質の表示名称をご紹介します。

農 薬

農薬は、農薬取締法で製品表示のルールが定められています。農薬を販売するときは、容器に農薬の種類、名称などの他、有効成分とその他の成分の別に各成分の種類と含有量等が表示されます。

有効成分は、一般名で表示されます(例えば、「ABCD乳剤」という種類名の農薬は剤型(乳剤)を除いた「ABCD」が一般名にあたります)。

その他の成分は、水、界面活性剤、有機溶剤、乳化剤などにまとめて表示されます。



農薬の有効成分の製品表示名称

| 物質番号 | PRTR対象化学物質 | 農薬の有効成分の表示名称 |
|------|--|--------------|
| | 第一種指定化学物質名称 | |
| 47 | 0-エチル=0-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート | ブタミホス |
| 63 | 1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド | ジクワット |
| 113 | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン | CAT |
| 162 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド | プロピザミド |
| 169 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 | DCMU |
| 184 | 2,6-ジクロロベンゾニトリル | DBN |
| 191 | 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル | イソプロチオラン |
| 193 | ジチオリン酸O,0-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) | エチルチオメトン |
| 195 | ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル | プロチオホス |
| 225 | ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート | DEP |
| 227 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド | パラコート |
| 247 | チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル | ピラクロホス |
| 248 | チオリン酸O,0-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) | ダイアジノン |
| 250 | チオリン酸O,0-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) | イソキサチオン |
| 251 | チオリン酸O,0-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) | MEP |
| 260 | テトラクロロイソフタロニトリル | TPN |
| 268 | テトラメチルチウラムジスルフィド | チウラム |
| 325 | ビス(8-キノリノラト)銅 | 有機銅 |
| 350 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | ペルメトリン |
| 357 | 2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン | ブプロフェジン |

| | | |
|-----|---|------------|
| 358 | N-tert-ブチル-N-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド | テブフェノジド |
| 364 | tert-ブチル 4-([(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシメチル)ベンゾアート | フェンピロキシメート |

※第一種指定化学物質に指定されている一部の農薬についての製品表示名称です。

殺虫剤

家庭用殺虫剤は、対象害虫の種類により家庭用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤に分かれます。

(1)家庭用殺虫剤

家庭用殺虫剤とは、衛生害虫(ハエ、カ、ゴキブリなど)の駆除を目的とした殺虫剤です。薬機法(旧薬事法)で製品表示のルールが定められています。

製品に含まれる成分や分量等の種類により、医薬品または防除用医薬部外品に分類されます。薬機法で製品表示についてルールが定められているほか、日本家庭用殺虫剤工業会が自主基準として「医薬品殺虫剤等の添付文書(製品表示)作成のガイドライン」で製品表示ルールを定め、添付文書または直接の容器や被包に、承認された医薬品及び医薬部外品の成分及び分量が表示されます。いずれも容器等に有効成分は一般名で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。



(2)不快害虫用殺虫剤

不快害虫用殺虫剤とは、家庭用に販売される不快害虫(アリ、ハチなど)の防除を目的とした殺虫剤です。農薬取締法の適用対象外製品ですが、厚生労働省が作成した「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアルの作成の手引き」^{*1}及び生活害虫防除剤協議会が定めた「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」^{*2}で、自主的な製品表示ルールが定められています。

有効成分は、容器等に一般名(ないものは通称または略称)で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。

(3)シロアリ防除剤

シロアリ防除剤とは、建物のシロアリ防除を目的とした殺虫剤です。家庭用の製品の表示ルールは定められていません。

家庭用殺虫剤及び不快害虫用殺虫剤の有効成分の製品表示名称

| PRTR対象化学物質 | | 殺虫剤の有効成分の表示名称(一般名等) |
|------------|---|---------------------|
| 物質番号 | 第一種指定化学物質名称 | |
| 22 | 5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール | フィプロニル |
| 181 | ジクロロベンゼン | オルトジクロロベンゼン |
| 248 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) | ダイアジノン |

| | | |
|-----|---|--------|
| 251 | チオりん酸O,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) | MEP |
| 252 | チオりん酸O,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) | MPP |
| 350 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル) - 2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | ペルメトリン |
| 405 | ほう素及びその化合物 | ホウ酸 |
| 427 | N-メチルカルバミン酸1-ナフチル | NAC |
| 428 | N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル | BPMC |
| 457 | りん酸ジメチル=2,2-ジクロロピニル | DDVP |

- ※ 1 厚生労働省「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアルの作成の手引き」の詳しい内容は、
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/hukaigaityu.html> をご参照ください。
- ※ 2 生活害虫防除剤協議会「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」の詳しい内容は、
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/080801jishukijyunrev.pdf> をご参照ください。

洗剤(界面活性剤・中和剤)

洗濯用や台所用などの洗剤や石けんは、適切な品質確保の為に設けられた家庭用品品質表示法により製品表示のルールが定められています。

洗剤の成分表示のうち、界面活性剤は「界面活性剤」の次に括弧書きでその含有率と種類の名称が表示されます。中和剤などは、機能の名称を示す用語を用いて表示されるため、特定の化学物質の名称は表示されません。



洗剤に含まれる界面活性剤の製品表示名称

| 物質番号 | PRTR対象化学物質 | 略称 | 洗剤に含まれる界面活性剤の表示名称 |
|------|---|-----|----------------------|
| | 第一種指定化学物質名称 | | |
| 30 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る) | LAS | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム |
| 224 | N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド | AO | アルキルアミンオキシド |
| 275 | ドデシル硫酸ナトリウム | AS | アルキル硫酸エステルナトリウム |
| 407 | ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る) | AE | ポリオキシエチレンアルキルエーテル |
| 409 | ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム | AES | アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム |

- ※ 日本石鹼洗剤工業会では、家庭用品に用いられる界面活性剤について、家庭用品品質表示法と化管法で規定する界面活性剤名称の対比表を作成しています。詳しい内容はホームページhttp://jsda.org/w/03_shiki/a_kaimen08.html をご参照ください。

化粧品

化粧品は、薬機法で製品表示のルールが定められています。化粧品は、容器等に全成分が表示されます。成分の名称は、日本化粧品工業連合会が取りまとめた「化粧品の成分表示名称リスト」*を利用し、消費者の混乱をできるだけ防ぐよう配慮されています。

薬用化粧品等の医薬部外品についても、工業界の自主的な取組で成分表示がされています。医薬部外品は、薬機法に基づく審査を受けた製品や定められている基準に適合する製品が販売されている等化粧品とは異なる手続きがとられているため、表示名称についても化粧品と同じ場合もありますが、異なる場合もあります。



V

もっと知りたい時には

化粧品に含まれる成分の製品表示名称

| PRTR対象化学物質 | | 化粧品の成分表示名称 |
|------------|---|---|
| 物質番号 | 第一種指定化学物質名称 | |
| 20 | 2-アミノエタノール | エタノールアミン |
| 30 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る) | ドデシルベンゼンスルホン酸Na ドデシルベンゼンスルホン酸 ドデシルベンゼンスルホン酸K ドデシルベンゼンスルホン酸TEA |
| 60 | エチレンジアミン四酢酸 | EDTA |
| 224 | N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド | ラウラミンオキシド |
| 407 | ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る) | (C12, 13)パレス-10、(C12-14)パレス-3、 (C12-14)パレス-5、(C12-14)パレス-7、 (C12-14)パレス-9、(C12-14)パレス-12、 PEG-3イソミリスチル、PEG-3.3イソミリスチル、 PEG-9イソミリスチル、イソラウレス-6、イソラウレス-10、 トリデセス-2、トリデセス-3、トリデセス-4、トリデセス-5、 トリデセス-6、トリデセス-7、トリデセス-8、トリデセス-9、 トリデセス-10、トリデセス-11、トリデセス-12、トリデセス-15、 トリデセス-20、トリデセス-21、トリデセス-50、 ミレス-2、ミレス-3、ミレス-4、ミレス-5、ミレス-10、 ラウレス-1、ラウレス-2、ラウレス-3、ラウレス-4、ラウレス-5、 ラウレス-6、ラウレス-7、ラウレス-8、ラウレス-9、 ラウレス-10、ラウレス-11、ラウレス-12、ラウレス-13、 ラウレス-14、ラウレス-15、ラウレス-16、ラウレス-20、 ラウレス-21、ラウレス-23、ラウレス-24、ラウレス-25、 ラウレス-30、ラウレス-38、ラウレス-40、ラウレス-50 |

| | | |
|-----|--------------------------|---|
| 408 | ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル | オクトキシノール-1、オクトキシノール-3、オクトキシノール-5、オクトキシノール-7、オクトキシノール-8、オクトキシノール-9、オクトキシノール-10、オクトキシノール-11、オクトキシノール-12、オクトキシノール-13、オクトキシノール-16、オクトキシノール-20、オクトキシノール-25、オクトキシノール-30、オクトキシノール-33、オクトキシノール-40、オクトキシノール-70 |
| 410 | ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル | ノノキシノール-1、ノノキシノール-2、ノノキシノール-3、ノノキシノール-4、ノノキシノール-5、ノノキシノール-6、ノノキシノール-7、ノノキシノール-8、ノノキシノール-9、ノノキシノール-10、ノノキシノール-11、ノノキシノール-12、ノノキシノール-13、ノノキシノール-14、ノノキシノール-15、ノノキシノール-18、ノノキシノール-20、ノノキシノール-23、ノノキシノール-30、ノノキシノール-35、ノノキシノール-40、ノノキシノール-44、ノノキシノール-50、ノノキシノール-100、ノノキシノール-120 |

※ 日本化粧品工業連合会「化粧品の成分表示名称リスト」の詳しい内容は、<http://www.jcia.org/n/biz/ln/b/> をご参照ください。

防虫剤

防虫剤は、日本繊維製品防虫剤工業会が定め、防虫剤公正取引協議会が運用する「防虫剤の表示に関する公正競争規約」^{*1} や「防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則」^{*2} で製品表示のルールが定められています。

主たる成分は、製品の容器又は包装に「〇〇製剤」と表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。



防虫剤に含まれる主たる成分の製品表示名称

| PRTR対象化学物質 | | 防虫剤の主たる成分の表示名称 |
|------------|-------------|----------------|
| 物質番号 | 第一種指定化学物質名称 | |
| 181 | ジクロロベンゼン | パラジクロロルベンゼン製剤 |

※ 1 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約」の詳しい内容は、<http://www.bouchuko.org/images/kiyaku.pdf> をご参照ください。

※ 2 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則」の詳しい内容は、<http://www.bouchuko.org/kyousou-kiyaku.pdf> をご参照ください。

(5)ファイル記録事項開示請求書

ファイル記録事項開示請求書

平成 27 年 4 月 1 日

環 境 大 臣 殿

請求者

住所 〒100-8975
 東京都千代田区霞が関1-2-2
 氏名 環境太郎

※法人その他の団体にあっては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。
 問い合わせ先 ※郵送又はインターネットで開示を請求をする場合のみ
 (電話番号) 記載。(郵送先は、上記住所と異なります。)
 03-3581-3351 (内線 6358)
 (担当者の氏名 霞が関花子)
 ※法人その他の団体にあっては、担当者の氏名も記載。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第10条
 第1項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

| | |
|----------------------------|---|
| 開示を請求するファイル記録事項の対象年度(排出年度) | 平成 25 年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報 |
| 開示を請求する情報 | <input checked="" type="checkbox"/> すべてのファイル記録事項 <input type="checkbox"/> ファイル記録事項の一部 (※裏面に記載ください) |
| 希望する開示実施方法 | <input type="checkbox"/> 以下のいずれかの□にレ点を付けてください。上記で「すべてのファイル記録事項」を選択された場合、この欄への記載は不要です。(光ディスクでの開示となります。) <input type="checkbox"/> 用紙 (A4) への出力 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスク (FD) <input checked="" type="checkbox"/> 光ディスク (CD-R) |

※以下の欄には記入しないで下さい。

(受付印)

| | |
|--------------------------|---------|
| 用紙・FD・CD-R 枚/ (料金) | MB 円 |
|--------------------------|---------|

(収入印紙貼付欄)

(裏面)

※開示を請求する情報で「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

※以下のいずれかの□にレ点を付し、必要事項を記入してください。

欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。

特定の事業所の情報 ※事業所の名称及び所在地を記入してください。

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 一定の条件を満たす事業所の情報 <small>※以下、①～④の空欄に検索条件を記載してください。 (複数選択可)</small> ※以下①～④のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。 |
|---|

| | | |
|----------------|--------------------|-------------------|
| ①都道府県・市区町村名 | 東京都千代田区 | に所在する事業所であること |
| ②業種名又は業種コード | 化学工業 (業種コード2000) | に属する事業を営む事業所であること |
| ③化学物質名称及び施行令番号 | 名称：四塩化炭素 番号：149 | の届出をした事業所であること |
| ④その他 | | |

備考

<記入にあたっての注意事項>

1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目 (①～④) により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、記載してください。
 2. 特定の事業所の情報 (事業所の名称及び所在地) の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
 3. 一定の条件を満たす事業所の情報①～④には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
 4. 一定の条件を満たす事業所の情報「④その他」の欄には、①～③以外の条件を記載することができます。
 (可能な限り具体的に記載してください。)
- ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。

環境リスク

【かんきょうリスク】

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を經由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（ばく露量）で決まり、概念的に式で表すと次のようになる。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{有害性の程度} \times \text{ばく露量}$$

化学物質は、安全なものと同様に有害なものに二分することはできない。例えば、有害性が低くても短期間に大量にばく露すれば悪影響が生じる可能性は非常に高くなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量のばく露であれば、悪影響が生じる可能性は低くなる。技術的、費用的な面で限界があるものの、ばく露量を少なくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、環境リスクを低減することができる。

排出量

【はいしゅつりょう】

生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などが含まれる。

移動量

【いどうりょう】

その事業活動にかかる廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のことであり、具体的には下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量。

取扱量

【とりあつかいりょう】

当該化学物質の製造量・使用量等を合計した量。

化学物質管理指針

【かがくぶっしつかんりししん】

「化学物質管理指針」とは、化管法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。

事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。(化学物質管理指針、平成12年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号)

有害性

【ゆうがいせい】

化学物質のもつ物性(融点や密度)とともに固有の性質の一つで、人の健康や環境に悪影響を及ぼす性質をいう。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性和慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性などがある。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。

急性毒性とは、化学物質を1回投与するか短時間ばく露してからだいたい数日以内に発症する毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間ばく露したとき数カ月以上してから発症する毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

発がん性

【はつがんせい】

発がん性に基づき2つのクラスに分類されている。発がん性とは動物の正常細胞に作用して、細胞をがん化する性質のことである。分類に際してはIARC(国際がん研究機関)、EPA(米国環境保護庁)、EU(欧州連合)、NTP(米国毒性プログラム)、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)、日本産業衛生学会の6つの機関の発がん性ランクを利用している。

発がん性の分類

| クラス | 機関名 | IARC | EPA | EU | NTP | ACGIH | 日本産業衛生学会 |
|-----|--|----------|----------|----|-----|----------|----------|
| | 評価方法 | | | | | | |
| 1 | 人発がん性あり (1機関以上) | 1 | A | 1 | a | A1 | 1 |
| 2 | 人発がん性の疑いが強い (IARCで2Aまたは2B または複数機関) | 2A 2B | B1 B2 | 2 | b | A2 A3 | 2A 2B |

変異原性

【へんいげんせい】

変異原性とは突然変異を引き起こす性質のことで、発がん性などに関係がある。

感作性

【かんさせい】

感作性とは化学物質への反復ばく露後に、ばく露された人または動物の大部分にその正常な組織にアレルギー反応を生じさせる性質のことである。

生態毒性

【せいたいどくせい】

生態毒性は、主として魚、ミジンコ及び藻類に対する毒性試験で示されるもので、動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある性質のことである。

オゾン層破壊物質

【おぞんそうはかいぶっしつ】

オゾン層破壊物質とは、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある物質。国際的にもモントリオール議定書において規定されている。

CAS番号

【キャスばんごう】

アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が化学物質に付与している登録番号で、*****-**-**の数字。世界的に広く使用されている化学物質に対するコードで、現在約1億種以上の有機・無機化合物の登録がある。(2015年10月現在 <http://www.cas.org> 参照)

レスポンシブル・ケア

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動。1985年にカナダではじまり、日本では平成7年(1995年)に(社)日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業約105社(2013年7月現在)が加盟して取組を進めている。

環境マネジメントシステム

【かんきょうマネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントに関しては、ISO(国際標準化機構)がISO14000シリーズと呼ばれるさまざまな国際規格を定めており、これらは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。

環境報告書

【かんきょうほうこくしょ】

事業者の環境負荷の状況や環境保全活動をまとめた年次報告書で、自主的な情報公表の手段となっている。

SDS

【エスディーエス】(Safety Data Sheet:安全データシート)

事業者が排出量や移動量を算出する際、自分の取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報が必要になる。このような情報に加え、その性状や取扱い方法などが記載されたものを安全データシート(SDS)という。SDSは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、事前にその相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのもので、化管法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、このSDSを提供することが義務づけられている。(次ページ参照)

SDSに関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」(平成12年12月22日通産省令第401号 参考URL:http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/law_5.pdf)で定められており、SDSの情報はJIS Z7253に適合する記載に努めるよう規定されている。(純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から適用。)

なお、国内では平成23年度までは一般的に「MSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質等安全データシート)」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一している。

指定化学物質等取扱事業者

【していかがかくぶっしつとうとりあつかいじぎょうしゃ】

化管法では、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等を取り扱う事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と定義している。ここでは、PRTR制度の対象業種や従業員数、取扱量などの要件(10ページ参照)はなく、これらの指定化学物質を出荷する際には、SDSを提供することが義務づけられている事業者のことを指す。なお、第一種指定化学物質等を取り扱い、対象業種に指定され、取扱量の要件を満たす事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品
 化学品の名称(製品名(商品名)等) トリクロロエチレン
 化学品(製品)のコード C0S-0001
 供給者情報
 供給者の名称 震ヶ関工業株式会社
 住所 神奈川県横浜市中区1丁目1番地
 電話番号 045-123-4567
 緊急連絡電話番号 045-123-4567
 ファックス番号 045-123-4568
 メールアドレス

推奨用途及び使用上の制限
 金属加工部品などの脱脂洗浄、化学品の製造原料、油脂、樹脂、ゴム、塗料などの溶剤、抽出溶剤、各種モノマーの重合度調整剤、試験研究用試薬等
 2 危険有害性の要約

| GHS分類 | 物理化学的危険性 | 健康に対する有害性 | 環境に対する有害性 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 区分外 | 急性毒性(経口) | 急性毒性(吸入:蒸気) | 区分外 |
| 区分外 | 急性毒性(経皮) | 皮膚腐食性/刺激性 | 区分外 |
| 区分4 | 急性毒性(吸入:蒸気) | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分2 A |
| 区分2 | 皮膚腐食性/刺激性 | 呼吸器感作性 | 区分外 |
| 区分2 A | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 生殖細胞変異原性 | 区分1 B |
| 区分外 | 呼吸器感作性 | 発がん性 | 区分1 B |
| 区分2 | 生殖細胞変異原性 | 生殖毒性 | 区分3 (麻酔作用、気道刺激性) |
| 区分1 B | 発がん性 | 標的臓器/全身毒性(単回暴露) | 区分1 (中枢神経系) |
| 区分1 B | 生殖毒性 | 標的臓器/全身毒性(反復暴露) | 区分2 |
| 区分3 (麻酔作用、気道刺激性) | 標的臓器/全身毒性(単回暴露) | 吸引性呼吸器有害性 | 区分2 |
| 区分1 (中枢神経系) | 標的臓器/全身毒性(反復暴露) | 水生環境有害性(急性) | 区分2 |
| 区分2 | 吸引性呼吸器有害性 | 水生環境有害性(慢性) | 区分2 |
| 区分2 | 水生環境有害性(急性) | | |
| 区分2 | 水生環境有害性(慢性) | | |

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語

危険

- 吸入すると有害(蒸気)
- 皮膚刺激
- 強い眼刺激

- 遺伝性疾患のおそれの疑い
- 発がんのおそれ
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- 眼気又はめまいのおそれ
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 長期又は反復暴露による中枢神経系の障害
- 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
- 水生生物に毒性
- 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

[安全対策]

- 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 取扱後はよく手を洗うこと。
- 使用前に取扱説明書を読み、すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ガス/蒸気を吸入しないこと。
- 環境への放出を避けること。

[応急措置]

- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 飲み込んだ場合: 無理に吐かせないこと。
- 漏出物を回収すること。
- 以下の場合は医師の診断/手当てを受けること。
- 気分が悪い時、皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合、暴露または暴露の懸念がある場合、飲み込んだ場合

[保管]

- 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。

[廃棄]

- 内容物/容器を関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

3 組成及び成分情報

| 単一化学物質・混合物の区別 | 単一化学物質 |
|---------------|--|
| 化学名 | トリクロロエチレン |
| 一般名又は別名 | トリクロロエチレン (トリクロロエチレン) |
| CAS番号 | 79-01-6 |
| 濃度 | トリクロロエチレン 99%以上 |
| 化学式又は構造式 | CHCl=CCl2 |
| 官報公示整理番号 | (化審法) (2) -105 第2種特定化学物質 (安衛法) (2) -105 化審法を準用 |
| 化学物質排出把握管理促進法 | 第一種指定化学物質政令番号第281号 |
| EINECS No. | 201-167-4 |

3. 関連ウェブサイト

国内

行政機関

環境省環境保健部環境安全課・PRTR 担当 TEL:03-5521-8260 ehs@env.go.jp

●PRTR 制度に関連する情報

「PRTR インフォメーション広場」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/riskO.html>

「PRTR 集計結果のコーナー」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/>

「PRTR 集計・公表システム」 <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html>

●対象化学物質の有害性など

「対象化学物質情報」 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

●リスクコミュニケーションなど

「化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

「化学物質に関するリスクコミュニケーションー環境省における取組ー」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html>

●パンフレット・冊子

「PRTR について」(環境省・経済産業省)

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/prtr_panf/prtr_panf.html

「GHS 化学品の分類及び表示に関する世界調和システムについて」

<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>

「化学物質ファクトシート」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

「かんたん化学物質ガイド」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/>

経済産業省製造産業局化学物質管理課 TEL:03-3501-0080

「化学物質管理政策サイト」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

「化学物質排出把握管理促進法サイト」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

地方公共団体

各地方公共団体のホームページアドレスは、106ページ以降にある「各地方公共団体のPRTR 担当窓口」をご参照ください。

関連団体

(独)国立環境研究所 <http://www.nies.go.jp/index.html>

「化学物質データベース」 <http://w-chemdb.nies.go.jp/>

(独)製品評価技術基盤機構 <http://www.nite.go.jp/>

「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)」 <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

(独)国立医薬品食品衛生研究所 <http://www.nihs.go.jp/index-j.html>

「国際化学物質安全性カード(ICSC)」 <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>

(独)産業技術総合研究所 安全科学研究部門 <http://www.aist-riss.jp/main>

(一財)化学物質評価研究機構 <http://www.cerij.or.jp>

「化学物質ハザードデータ集」
http://www.cerij.or.jp/evaluation_document/Chemical_hazard_data.html

(一社)環境情報科学センター <http://www.ceis.or.jp/>

(一社)日本化学物質安全・情報センター <http://www.jetoc.or.jp/>

(一社)日本化学工業協会 <http://www.nikkakyo.org/>

石油化学工業協会 <http://www.jpca.or.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/>

民間団体

有害化学物質削減ネットワーク <http://toxwatch.net/>

エコケミストリー研究会 <http://www.ecochemi.jp/>

諸外国

行政機関

EC(欧州委員会)

「E-PRTR(The European Pollutant Release and Transfer Register)」
<http://prtr.ec.europa.eu/>

英 国

「PI(Pollution Inventory)」
<https://www.gov.uk/government/collections/pollution-inventory-reporting>

ドイツ

「PRTR」 <http://www.thru.de/>

オランダ

「PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)」
<http://www.emissieregistratie.nl/erpubliek/bumper.nl.aspx>

米 国

「TRI(Toxics Release Inventory)」
<http://www2.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program>
「Envirofacts」 <http://www.epa.gov/enviro/>
「TOXNET」 <http://toxnet.nlm.nih.gov/>

カナダ

「NPRI(National Pollutant Release Inventory)」
<http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/default.asp?lang=en>

オーストラリア

「NPI(National Pollutant Inventory)」 <http://www.npi.gov.au/>

韓 国

「PRTR」 <http://ncis.nier.go.kr/triopen/>

国際機関

UNECE(国連欧州経済委員会)

「PRTR」 <http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm>

OECD(経済開発協力機構)

「PRTR」 http://www.oecd.org/env_prtr_data/

民間団体

米 国

「Scorecard」 <http://scorecard.goodguide.com/>

4. 各地方公共団体のPRTR担当窓口

※関連 URLについて、PRTR専門サイトがない場合などは、空欄になっています。

| 地方公共団体名 | 部局名／電話番号／関連URL | |
|---------|---|----------------------|
| 北海道 | 環境生活部環境局環境推進課環境保全グループ | 011-231-4111(内24262) |
| | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top_page/PRTR-06top.htm | |
| 札幌市 | 環境局環境都市推進部環境対策課 | 011-211-2882 |
| | http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku/index.html | |
| 青森県 | 環境生活部環境保全課水・大気環境グループ | 017-734-9242 |
| | http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/PRTR.html | |
| 岩手県 | 環境生活部環境保全課環境調整担当 | 019-629-5356 |
| | http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/003058.html | |
| 宮古市 | 市民生活部環境課 | 0193-68-9078 |
| | http://www.city.miyako.iwate.jp/ | |
| 花巻市 | 生活福祉部生活環境課 | 0198-24-2111(内257) |
| | http://www.city.hanamaki.iwate.jp/shimin/158/164/p002733.html | |
| 北上市 | 生活環境部環境課 | 0197-72-8282 |
| | http://www.city.kitakami.iwate.jp/bunya/soshiki14/ | |
| 宮城県 | 環境生活部環境対策課環境影響評価班 | 022-211-2667 |
| | http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-prtr.html | |
| 仙台市 | 環境局環境部環境対策課 | 022-214-8221 |
| | http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kagaku/prtr/index.html | |
| 秋田県 | 生活環境部環境管理課 | 018-860-1601 |
| | http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1139297038610/index.html | |
| 山形県 | 環境エネルギー部水大気環境課 | 023-630-2338 |
| | http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050014/ | |
| 福島県 | 生活環境部水・大気環境課 | 024-521-7261 |
| | http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/prtr-setumei.html | |
| 茨城県 | 生活環境部環境対策課 | 029-301-2956 |
| | http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/kogai/chemistry/prtr.html | |
| 古河市 | 環境安全部環境課 | 0280-76-1511(内2241) |
| | http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/2-8-0-0-0_5.html | |
| 笠間市 | 市民生活部環境保全課 | 0296-77-1101(内127) |
| | http://www.city.kasama.lg.jp/section.php?code=12 | |
| 栃木県 | 環境森林部環境保全課大気環境担当 | 028-623-3188 |
| | http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/prtrtodokedenituitetoph19.html | |
| 宇都宮市 | 環境部環境保全課 | 028-632-2420 |
| | http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/seikatsukankyo/004611.html | |
| 群馬県 | 環境森林部環境保全課 大気保全係 | 027-226-2837 |
| | http://www.pref.gunma.jp/04/e0900048.html | |
| 高崎市 | 環境部環境政策課 環境保全担当 | 027-321-1251 |
| | http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013123000725/#prtr | |
| 埼玉県 | 環境部大気環境課化学物質担当 | 048-830-2986 |
| | http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/tekiseikanri.html | |
| さいたま市 | 環境局環境共生部環境対策課大気交通係 | 048-829-1330 |
| | http://www.city.saitama.jp/001/009/009/p001842.html | |
| 川越市 | 環境部環境対策課大気・土壌担当 | 049-224-5894 |
| | http://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/kankyo/index.html | |

| 地方公共団体名 | 部局名／電話番号／関連URL | |
|---------|---|----------------------|
| 所沢市 | 環境クリーン部環境対策課青空・化学物質グループ | 04-2998-9230 |
| | http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/kagakubushitu/prtr.html | |
| 川口市 | 環境部環境保全課大気係 | 048-228-5389 |
| | http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28030193/28030193.html | |
| 越谷市 | 環境経済部環境政策課 | 048-963-9186 |
| | http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/kagakubussituhaiushutu.html | |
| 千葉県 | 環境生活部大気保全課大気指導班 | 043-223-3802 |
| | http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/prtr-shuukei/index.html | |
| 千葉市 | 環境局環境保全課環境保全課 | 043-245-5141 |
| | http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/chemi_prtr_top.html | |
| 東京都 | 環境局環境改善部化学物質対策課企画係 | 03-5388-3503 |
| | http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/control/index.html | |
| 神奈川県 | 環境農政局環境部大気水質課調整グループ | 045-210-4107 |
| | http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013 | |
| 横浜市 | 環境創造局環境保全課環境管理課 | 045-671-2487 |
| | http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/kagaku/prtrjyouhou.html | |
| 川崎市 | 環境局環境対策部企画指導課化学物質担当 | 044-200-2532 |
| | http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-1-0-0-0-0-0.html | |
| 相模原市 | 環境経済局環境共生部環境保全課 | 042-769-8241 |
| | http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/kogai/018115.html | |
| 新潟県 | 県民生活・環境部環境対策課環境保全係 | 025-280-5154 |
| | http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1203440442371.html | |
| 新潟市 | 環境部環境対策課水質係 | 025-226-1371 |
| | http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/seikatukankyo/chemistry/prtp.html | |
| 富山県 | 生活環境文化部環境保全課 | 076-444-3146 |
| | http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00000941.html | |
| 富山市 | 環境部環境保全課 | 076-443-2086 |
| | http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyohozenka/kankyohozenka.html | |
| 石川県 | 環境部環境政策課環境管理グループ | 076-225-1463 |
| | http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtrhome.html | |
| 福井県 | 安全環境部環境政策課環境管理審査グループ | 0776-20-0303 |
| | http://www.erc.pref.fukui.jp/chem/prtr/index.html | |
| 山梨県 | 森林環境部大気水質保全課大気担当 | 055-223-1510 |
| | http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_043.html | |
| 長野県 | 環境部水大気環境課大気保全係 | 026-235-7177 |
| | http://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/taiki/prtr/index.html | |
| 長野市 | 環境部環境政策課 | 026-224-8034 |
| | http://www.city.nagano.nagano.jp/site/prtr/ | |
| 岐阜県 | 環境生活部環境管理課 | 058-272-1111(内線2836) |
| | http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/top_5373.html | |
| 静岡県 | くらし・環境部環境局生活環境課 | 054-221-2258 |
| | http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoka-050/taiki/prtr/prtr_top.html | |
| 静岡市 | 環境局環境保全課大気係 | 054-221-1358 |
| | http://www.city.shizuoka.jp/000_002827.html | |
| 浜松市 | 環境部環境保全課 | 053-453-6170 |
| | http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoho/env/prtr.html | |

| 地方公共団体名 | 部局名／電話番号／関連URL | |
|---------|---|--------------|
| 愛知県 | 環境部環境活動推進課環境リスク対策グループ | 052-954-6212 |
| | http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/index.html | |
| 名古屋市 | 環境局地域環境対策部地域環境対策課有害化学物質対策係 | 052-972-2677 |
| | http://www.city.nagoya.jp/jigyocategory/38-3-8-3-0-0-0-0-0-0.html | |
| 豊橋市 | 環境部環境保全課 | 0532-51-2395 |
| | http://www.city.toyohashi.lg.jp/7822.htm | |
| 岡崎市 | 環境部環境保全課 | 0564-23-6194 |
| | http://www.city.okazaki.aichi.jp/1400/1424/1665/p002655.html | |
| 豊田市 | 環境部環境保全課 | 0565-34-6628 |
| | http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/hozen/1002063/1008719.html | |
| 三重県 | 環境生活部大気・水環境課 | 059-224-2380 |
| | http://www.eco.pref.mie.lg.jp/earth/100100/prtr/syukei.htm | |
| 滋賀県 | 琵琶湖環境部環境政策課 | 077-528-3357 |
| | http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/index.html | |
| 京都府 | 環境部環境管理課指導担当 | 075-414-4707 |
| | http://www.pref.kyoto.jp/prtr/ | |
| 京都市 | 環境政策局環境企画部環境指導課 | 075-222-3955 |
| | http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000103679.html | |
| 大阪府 | 環境農林水産部環境管理室環境保全課化学物質対策グループ | 06-6210-9578 |
| | http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/prtr.html | |
| 大阪市 | 環境局環境管理部環境管理課化学物質対策グループ | 06-6615-7988 |
| | http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000056158.html | |
| 堺市 | 環境局環境保全部環境対策課大気環境係 | 072-228-7474 |
| | http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/shimin/index.html | |
| 池田市 | 環境部環境をまもる課 | 072-754-6647 |
| | http://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kankyo/kankyowomamoru/index.html | |
| 箕面市 | みどりまちづくり部環境動物室環境政策グループ | 072-724-6189 |
| | http://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/kougaitodokede/kagakubussitu.html | |
| 豊能郡豊能町 | 建設環境部環境課 | 072-736-1190 |
| 豊能郡能勢町 | 環境創造部地域振興課美化衛生係 | 072-734-3171 |
| 高槻市 | 産業環境部環境保全課 | 072-674-7482 |
| | http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/kankyouh/gyomuannai/kagaku/kagaku.html | |
| 茨木市 | 産業環境部環境政策課 | 072-620-1644 |
| | http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kougai/kankei/menu/jigyosya/kogai_todokede/setti/kagakubusshitsu.html | |
| 阪南市 | 市民部生活環境課 | 072-471-5678 |
| 富田林市 | 産業環境部みどり環境課 | 0721-25-1000 |
| 河内長野市 | 環境共生部環境政策課 | 0721-53-1111 |
| 大阪狭山市 | 市民部生活環境グループ | 072-366-0011 |
| 南河内郡太子町 | 生活環境室安全環境グループ | 0721-98-5525 |

| 地方公共団体名 | 部局名／電話番号／関連URL | |
|-----------|---|--------------------|
| 南河内郡河南町 | まち創造部環境・まちづくり推進課 | 0721-93-2500 |
| | | |
| 南河内郡千早赤阪村 | 住民課 | 0721-72-0081 |
| | | |
| 泉大津市 | 都市政策部環境課 | 0725-33-1131 |
| | | |
| 忠岡町 | 住民部生活環境課 | 0725-22-1122(内192) |
| | | |
| 豊中市 | 環境部環境政策課環境保全係 | 06-6858-2102 |
| | http://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/hozen_kougai/prtr_chem.html | |
| 吹田市 | 環境部地域環境室環境保全課化学物質担当 | 06-6384-1850 |
| | http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kanyohozen/prtr/seido-prtr.html | |
| 松原市 | 市民生活部環境予防課 | 072-334-1550 |
| | | |
| 八尾市 | 経済環境部環境保全課 | 072-924-3841 |
| | | |
| 岸和田市 | 環境部環境保全課 | 072-423-9462 |
| | http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/28/prtr.html | |
| 貝塚市 | 都市整備部環境政策課 | 072-433-7186 |
| | http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/toshiseibi/kankyoseisaku/menu/kougai/prtr.html | |
| 東大阪府 | 環境部公害対策課 | 06-4309-3204 |
| | http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000014010.html | |
| 兵庫県 | 農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室 | 078-362-3276 |
| | http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/new-prtr/prtrindex.htm | |
| 神戸市 | 環境局環境保全全部自然環境共生課 | 078-322-6435 |
| | http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/chemical/PRTR/index.html | |
| 奈良県 | くらし創造部景観・環境局環境政策課 | 0742-27-8737 |
| | http://www.eco.pref.nara.jp/jorei_kisoku/prtr/index.html | |
| 和歌山県 | 環境生活部環境政策局環境管理課 | 073-441-2688 |
| | http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/prtr/ | |
| 鳥取県 | 生活環境部水・大気環境課 | 0857-26-7206 |
| | http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422 | |
| 島根県 | 環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ | 0852-22-6151 |
| | http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kagaku/PRTR/PRTRdata.html | |
| 岡山県 | 環境文化部環境管理課化学物質対策班 | 086-226-7305 |
| | http://www.pref.okayama.jp/page/310135.html | |
| 岡山市 | 環境局環境保全課 | 086-803-1280 |
| | http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyouhozen/kankyouhozen_00068.html | |
| 倉敷市 | 環境リサイクル局環境政策部環境政策課 | 086-426-3391 |
| | http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1637 | |
| 新見市 | 福祉部生活環境課 | 0867-72-6124 |
| | http://www.city.niimi.okayama.jp/?ID=5017 | |
| 広島県 | 環境県民局環境保全課 | 082-513-2920 |
| | http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/g-index.html | |
| 広島市 | 環境局環境保全課 | 082-504-2187 |
| | http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/000000000000/1110547527754/index.html | |
| 呉市 | 環境部環境管理課環境調査グループ | 0823-25-3551 |
| | http://www.city.kure.lg.jp/~kankyo/index.html | |

| 地方公共団体名 | 部局名／電話番号／関連URL | |
|---------|---|--------------|
| 福山市 | 経済環境局環境部環境保全課 | 084-928-1072 |
| | http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/1534.html | |
| 山口県 | 環境生活部環境政策課大気・化学物質環境班 | 083-933-3034 |
| | http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/env/index.htm | |
| 萩市 | 市民部環境衛生課 | 0838-25-3146 |
| | http://www.city.hagi.lg.jp/ | |
| 徳島県 | 県民環境部環境管理課企画・大気担当 | 088-621-2271 |
| | http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010071300075/ | |
| 香川県 | 環境森林部環境管理課大気保全・環境安全グループ | 087-832-3219 |
| | http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/taiki/prtr/index.htm | |
| 愛媛県 | 県民環境部環境局環境政策課 | 089-912-2347 |
| | http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/theme/bushitsu/prtr/prtrmain.html | |
| 高知県 | 林業振興・環境部環境対策課 | 088-821-4524 |
| | http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/prtr-top.html | |
| 福岡県 | 環境部環境保全課調査指導係 | 092-643-3359 |
| | http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/prtr-main.html | |
| 北九州市 | 環境局環境監視部環境監視課 | 093-582-2290 |
| | http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0426.html | |
| 福岡市 | 環境局環境保全課水質・土壌係 | 092-733-5386 |
| | http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta_3.html | |
| 佐賀県 | くらし環境本部環境課 | 0952-25-7774 |
| | http://www.pref.saga.lg.jp/web/soshiki-ichiran/kurashikankyou/kankyou/_48889.html | |
| 長崎県 | 環境部環境政策課環境監視班 | 095-895-2356 |
| | http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/ | |
| 熊本県 | 環境生活部環境局環境保全課大気・化学物質班 | 096-333-2269 |
| | http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_540.html | |
| 熊本市 | 環境局環境政策課 | 096-328-2427 |
| | http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2102&class_set_id=3&class_id=586 | |
| 大分県 | 生活環境部環境保全課大気保全班 | 097-506-3114 |
| | http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/prtr.html | |
| 宮崎県 | 環境森林部環境管理課大気・化学物質担当 | 0985-26-7085 |
| | http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/air_water/prtr/ | |
| 宮崎市 | 環境部環境保全課大気騒音係 | 0985-21-1761 |
| | http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/trash/environment/1132.html | |
| 鹿児島県 | 環境林務部環境保全課環境管理係 | 099-286-2624 |
| | http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/kagaku/index.html | |
| 鹿児島市 | 環境局環境部環境保全課水質係 | 099-216-1298 |
| | http://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/hozen/machizukuri/kankyohozen/kogai/taisaku/prtr/index.html | |
| 沖縄県 | 環境部環境保全課 | 098-866-2236 |
| | http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/mizu_tsuchi/chemistry/prtr/index.html | |

※ 都道府県によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせください。

5. 索引

アルファベット

| | |
|--------|-----|
| CAS番号 | 101 |
| PRTR制度 | 6 |
| SDS | 102 |

い

| | |
|-----|-------|
| 移動量 | 11,34 |
|-----|-------|

う

| | |
|----|-------|
| 埋立 | 11,28 |
|----|-------|

お

| | |
|----------|-----|
| オゾン層破壊物質 | 101 |
|----------|-----|

か

| | |
|--------------|------|
| 開示請求 | 56 |
| 化学物質アドバイザー | 66 |
| 化学物質管理指針 | 100 |
| 化管法 | 7,74 |
| 環境報告書 | 102 |
| 環境マネジメントシステム | 102 |
| 環境リスク | 100 |
| 感受性 | 101 |

け

| | |
|-----|----|
| 下水道 | 11 |
|-----|----|

こ

| | |
|-------|----|
| 公共用水域 | 11 |
| 公表 | 6 |

し

| | |
|--------------|-----|
| 指定化学物質等取扱事業者 | 102 |
|--------------|-----|

す

| | |
|------|-------|
| 推計方法 | 13,14 |
|------|-------|

せ

| | |
|------|-----|
| 生態毒性 | 101 |
|------|-----|

た

| | |
|------------|---------|
| 第一種指定化学物質 | 8,78~93 |
| ダイオキシン類の単位 | 33 |
| 対象化学物質 | 8 |
| 対象事業者 | 10 |
| 第二種指定化学物質 | 8 |

と

| | |
|-------------|-------|
| 特定第一種指定化学物質 | 8,32 |
| 土壌への排出 | 11,28 |
| 届出事業所 | 38 |
| 取扱量 | 100 |

は

| | |
|------|--------|
| 排出量 | 11,100 |
| ばく露量 | 21 |
| 発がん性 | 101 |

へ

| | |
|------|-----|
| 変異原生 | 101 |
|------|-----|

ゆ

| | |
|-----|-----|
| 有害性 | 100 |
|-----|-----|

れ

| | |
|------------|-----|
| レスポンシブル・ケア | 101 |
|------------|-----|

化学物質による環境リスクを減らすために

PRTRデータを読み解くための

市民ガイドブック

～平成25年度集計結果から～

平成27年(2015年) 12月発行

環境省 環境保健部 環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL.03-3581-3351(内線6358) FAX.03-3580-3596

E-mail ehs@env.go.jp

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>